

平成 28 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 9月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 5 8 |

平成 28 年 9 月 16 日 (金曜日)

総務委員会会議録

平成28年9月16日 金曜日

午前10時00分開議

午後 4時33分開議 (実時間328分)

委員 亀田 英雄 君
委員 鈴木田 幸一 君
委員 中村 和美 君
委員 成松 由紀夫 君
委員 西濱 和博 君
委員 前川 祥子 君

○本日の会議に付した案件

1. 議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号 (関係分)
1. 議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第6号 (関係分)
1. 議案第94号・専決処分の報告及びその承認について (平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号 (関係分))
1. 議案第95号・専決処分の報告及びその承認について (平成28年度八代市一般会計補正予算・第4号)
1. 議案第96号・専決処分の報告及びその承認について (平成28年熊本地震による災害の被害者に係る市税の減免申請の提出期限の特例に関する条例)
1. 議案第99号・八代市コミュニティセンター条例の制定について
1. 議案第100号・八代市暴力団排除条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
(コミュニティセンターの一部管理業務受託の意向調査について)
(定住自立圏構想について)
(市有債権一元回収等検討状況について)
(仮設庁舎への組織移転について)
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員 (議) 員外出席者

財務部長 岩本 博文 君
財務部次長 辻本 士誠 君
財政課長 尾崎 行雄 君
財政課副主幹兼
財政政策係長 吉永 千寿 君
新庁舎建設課長 谷脇 信博 君
新庁舎建設課
新庁舎建設係参事 辻 雅彦 君
理事兼市民税課長 碓塚 康浩 君
理事兼資産税課長 浅田 敏男 君
納税課長 機 智三郎 君
企画振興部長 福永 知規 君
企画振興部次長 増住 眞也 君
理事兼
鏡支所地域振興課長 松本 浩 君
企画政策課長 野々口 正治 君

総務部

総務部次長 丸山 智子 君
秘書広報課長 松川 由美 君
市民環境部長 堀 泰彦 君
市民環境部次長 國岡 雄幸 君
市民環境部次長 皆吉 正博 君
市民活動政策課長 川野 雄一 君
市民活動政策課
住民自治推進係長 牛田 博之 君

部局外

○本日の会議に出席した者

委員長 堀口 晃 君
副委員長 堀 徹男 君

議会事務局

議会事務局次長 嶋田和博君

○記録担当書記 岩崎和平君

(午前10時00分 開会)

○委員長(堀口晃君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

定刻となりましたので、定足数に達しております。ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号(関係分)

○委員長(堀口晃君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部より説明をお願いします。

○財務部長(岩本博文君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部、岩本でございます。

本日、総務委員会に付託されました議案につきましては、総務委員会審査案件に従って説明をさせていただきますが、まず、議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号の歳入及び歳出での総務費を辻本財務部次長、消防費を丸山総務部次長が説明いたします。

次に、議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第6号の歳入及び歳出での総務費を辻本財務部次長、議会費を嶋田議会事務局次長が説明いたします。

また、事件議案で予算の専決処分に係るもの、

すなわち議案第94号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号の歳入並びに同じく予算の専決処分に係る議案第95号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第4号の歳入及び歳出での総務費を辻本財務部次長が説明いたします。そのほか、議案第96号の事件議案並びに議案第99号及び議案第100号の各条例議案につきましては、関係各課長が説明いたしますので、以後よろしく願いいたします。

きょうもお世話になります。

○財務部次長(辻本土誠君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部次長の辻本です。よろしく願いいたします。それでは座らせていただきまして、説明いたします。

それでは、別冊となっております議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号をお願いいたします。

総務委員会付託分につきまして、説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ26億4430万円を追加し、補正後の総額を、歳入歳出それぞれ670億400万円といたしております。

次に、第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容は、5ページに記載しておりますので、5ページをお願いいたします。

第2表・債務負担行為補正では、金剛小学校スクールバス運行業務委託で、期間を平成29年度から平成32年度まで、限度額を1244万2000円とする債務負担行為の追加設定を行っております。これは、平成29年4月1日から八代市立金剛小学校敷川内分校が本校に統合予定であることから、対象児童の通学に必要なスクールバスの配備に要する経費を補正することになり、バスの購入費用を今回計上してお

りますが、バスの運行業務委託については、平成29年4月初旬からの運行開始に当たり、ルート確認や運行時間帯の状況把握など、新年度にスムーズに運行ができるよう、年度内に契約を締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、第3表・地方債補正は、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の変更を行うものでございます。

まず、防災基盤整備事業では、補正前の限度額1450万円に200万円を増額し、補正後の額を1650万円に変更しております。

次の、学校整備事業では、補正前の限度額1億6070万円に760万円増額し、補正後の額を1億6830万円に変更しております。

また、災害復旧事業では、補正前の限度額1億8660万円に1億2690万円増額し、3億1350万円に変更しております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、これまでと同じでございます。

詳細につきましては、14ページの歳入、款21・市債のところで改めまして説明いたします。

続きまして、歳入を説明いたします。9ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で、8億594万6000円を計上しておりますが、これは今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節2・児童福祉費負担金で、362万9000円を計上しております。これは、身体的、精神的に危機的状況にある母子を生活自立のために受け入れる母子生活支援施設に、その入所措置委託料を支弁するもので、年度当初2世帯4名であったものが、3世帯8名にふえたため、その不足分に対する母子生活支援施設入所措置費負担金でございます。

次の、目3・災害復旧費国庫負担金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金で、7270万2000円を計上しております。

まず、道路橋梁施設災害復旧費負担金の6303万1000円ですが、これは本年6月19日から7月13日の梅雨前線豪雨により被害を受けました坂本地区市道下深水・板ノ平線ほか8路線のり面崩壊や路肩崩壊などに係る災害復旧事業費9450万円に対する国からの負担金でございます。

次の、河川施設災害復旧費負担金の967万1000円は、これも同じく梅雨前線豪雨により被害を受けました内野川ほか2河川の護岸崩壊に係る災害復旧事業費1450万円に対する国からの負担金でございます。

次に、同款、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で、341万4000円を計上いたしております。これは、泉地域のコミュニティセンターとして旧泉第二小学校を改修する経費に対して、国土交通省の補助事業である小さな拠点を核としたふるさと集落生活圏形成推進事業として補助される集落活性化推進事業費補助金でございます。

次の、目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉費補助金で、1591万3000円を計上いたしております。これは二見本町にあります有料老人ホーム二見がスプリンクラー及び消火ポンプユニットの整備に要する経費及び市内15事業所が介護従事者の業務負担軽減や業務の効率化のために、介護ロボットを導入する経費の一部を補助する地域介護・福祉空間整備等交付金でございます。

引き続き10ページをお願いいたします。

同項、目4・土木費国庫補助金、節3・住宅費補助金で、1346万円を計上しております。このうち、老朽危険空き家等除却促進事業補助金の1200万円は、倒壊や外装材の落下等の危険性があり、近隣及び道路等に影響を及ぼす

可能性がある判断された老朽危険空き家の解体を行った方に対して助成するもので、当初予算において40件分を見込んでおりましたが、このたびの熊本地震を受け、申込件数が5月末の締め切り時点で80件となりましたので、さらに40件分を追加することに対して補助されるものでございます。

次の、民間建築物耐震化促進事業補助金の146万円は、昭和56年5月31日以前に着工した木造の民間建築物耐震化の促進を図るため、耐震診断及び耐震改修費の一部を助成するもので、当初予算において耐震診断で10件、耐震改修で1件を見込んでおりましたが、これも今回の熊本地震の影響で申込件数が増加しているため、耐震診断で20件、耐震改修で2件を追加することに対して補助されるものです。

次に、目5・教育費国庫補助金、節5・社会教育費補助金で、3487万9000円を計上しております。このうち史跡等総合整備活用事業補助金3150万円は、熊本地震で八代城跡北側の石垣が崩落したものを復旧する国指定史跡八代城跡郡災害復旧経費に対して補助されるものです。

次の、文化遺産を活かした地域活性化事業補助金の337万9000円は、地域の文化財をその周辺環境も含め、相互に関連する文化財群として捉え、総合的に保存、活用していくための基本構想である歴史文化基本構想を作成するための経費に対して補助されるものです。

次に、目6・災害復旧費国庫補助金、節1・厚生施設災害復旧費補助金で、5億3899万3000円を計上しております。これは、熊本地震による半壊以上の損壊家屋等について、その解体撤去及び処分を所有者にかかわって実施するもので、本事業につきましては6月補正で予算化しておりますが、解体件数が当初見込んでおりました74件を越え、7月末現在で154件となり、今後さらに増加が見込まれることか

ら、不足分の経費に対して補助されるものでございます。

次に、款15・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金、節1・社会福祉費負担金で、162万8000円を計上しておりますが、これは熊本地震発生に伴い、高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障を来す恐れがある要配慮者を受け入れた福祉避難所に対し、災害救助法等に基づき、開設、運営に要する経費を負担する福祉避難所開設・運営負担金でございます。対象となる施設は、高下西町の千の穂や日奈久塩南町のみなみ園、二見本町のかんねさこ荘の3カ所でございます。

次の、節2・児童福祉費負担金で181万4000円を計上しておりますが、これは国庫支出金のところで説明いたしました、身体的、精神的に危機的状況にある母子を、生活自立のために受け入れる母子生活支援施設に、その入所措置委託料を支弁する経費に対する県からの負担金でございます。

11ページに移りまして、項2・県補助金、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で、7億6439万1000円を計上しております。内訳としまして、まず、地域営農組織法人化支援事業補助金13万1000円は、地域営農組織の法人化を推進するため、設立初期の地域営農組織法人が適正な会計・経理管理を実施し、経営の早期安定を図るために要する経費に対して補助されるもので、事業主体は平成27年11月に法人化された鏡町北新地西区のアグリサポート北新地でございます。

次の、強い農業づくり交付金事業補助金の2732万5000円は、事業主体が鏡町宝出の株式会社S o r aで、低コスト耐候性ハウス1棟の導入に対して補助されるものです。

次の、経営体育成支援事業補助金の7億1414万1000円は、熊本地震による農業被害を受けた農業者が、農業経営を維持していくた

めに必要な農産物の生産、加工施設等の復旧に要する経費の一部に対して補助されるものです。補助対象経営体数は132経営体で、再建、修繕及び撤去に係る分が補助対象となっております。

次の、地域特産物産地づくり支援事業補助金の64万4000円は、茶の栽培において露地栽培から被覆栽培へ転換し、高品質な茶の生産を行うことで、高収益化による経営の維持、安定を図るため、必要な被覆資材に要する経費の一部に対して補助されるもので、事業主体はJAやつしろ茶業部会で、受益戸数は泉地区の4戸、受益面積は71アールでございます。

次の、強い農業づくり交付金事業補助金（平成28年熊本地震被災施設整備等対策）の714万4000円は、熊本地震により被害を受けた共同利用施設の復旧整備及び撤去費用に要する経費の一部に対して補助されるもので、内容としましては、八代地域農業協同組合のショウガ選果場におけるパック詰め機械の再取得に係る補助に557万6000円と、八代卸売市場の補修に係る補助に156万8000円でございます。

次の、攻めの園芸生産対策事業費補助金の1500万6000円は、実施主体がJAやつしろ園芸部のほか4団体で、炭酸ガス発生装置や自走式散布機などの導入に対して補助されるものです。

次に、目7・教育費県補助金、節1・小学校費補助金の5万円は、平成28年度に生きる力を育む研究指定校となっております麦島小学校において、授業や部会等で使用いたします教材及び教師用研究図書購入費に対して補助されるものです。

次の、節2・社会教育費補助金で、1225円を計上しておりますが、熊本地震で県指定史跡大鞘樋門群の樋門の一部が崩壊したものを復旧する経費に対して1000万円、それから先

ほど国庫支出金でも説明しました、八代城跡北側の石垣が崩落したものを復旧する経費に対して225万円が補助されるものです。

次に、目8・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金で、1億1100万円を計上しております。これは、6月及び7月の梅雨前線豪雨で被災しました坂本地区の林道深水走水線ほか7路線、泉地区の菊池人吉線ほか7路線の災害復旧工事費2億1000万円に対する林道施設災害復旧費補助金でございます。

次に、目9・商工費県補助金、節1・商工費補助金で、100万円を計上しております。これは、泉地域の観光施設の一つであります、せんだん轟公園の轟の滝へと向かう遊歩道の一部補修に対して補助される県の癒しの森整備支援事業補助金でございます。

12ページをお願いします。

款15・県支出金、項3・委託金、目1・総務費委託金、節1・総務管理費委託金で、500万円を計上いたしております。これは、過疎集落等を対象として、住みなれた地域に住み続けることができるよう、日常生活支援など、集落の維持、活性化に資する取り組みを県が支援する集落サポートプロジェクト事業委託金でございます。今回八代市が提案した事業は、五家荘地域振興会を実施主体として、五家荘地区にグループタクシー導入を検証するものと、地区における買い物物の不便を解消するため、新たな買い物支援の仕組みを検討するという内容でございます。

次に、款17、項1・寄附金、目1・総務費寄附金、節1・総務管理費寄附金で、865万円を計上いたしております。これは、今回歳出予算に計上いたしております熊本地震で被災した日奈久の織屋旅館の復旧経費として365万円、また全国花火競技大会において熊本地震で被災した益城町などの子供たちを招待し、特別

な花火を打ち上げる経費として500万円に充てるため、特定の事業を対象に寄附を募るクラウドファンディングを活用したふるさと元気づくり応援寄附金を予定いたしております。

次に、目4・教育費寄附金、節6・社会体育費寄附金で、50万円を計上しておりますが、これは、平成28年6月28日に、一般社団法人弘済会より寄附があり、スポーツの振興に役立ててほしいとの意向であったことから、今回の補正予算に計上しております子供から高齢者まで幅広く活用できるニュースポーツ用具を購入する経費に充てるものでございます。

次の、目5・災害復旧費寄附金、節1・災害復旧費寄附金で、2129万5000円を計上いたしております。これは、このたびの熊本地震を受けまして、八代市に対していただいた寄附金を活用し、国庫支出金のところで説明いたしました八代城跡北側の石垣崩落の復旧に要する経費に1125万円を、また、県支出金のところで説明いたしました大鞘樋門の一部崩壊の復旧に要する経費に1004万5000円を予定しております。

次に、款18・繰入金、項1・基金繰入金、目9・やつしろ文化振興基金繰入金、節1・文化振興基金繰入金で、302万9000円を計上いたしております。これは、熊本地震で被災した指定文化財の復旧経費の一部に対し、文化財保存事業費補助金を交付するための財源として、やつしろ文化振興基金から繰り入れるものでございます。

13ページに移りまして、款19、項1、目1、節1・繰越金で、8585万7000円を計上いたしております。これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款20・諸収入、項4、目5、節8・雑入で、240万円を計上しております。このうち、消防団員安全装備品整備等助成事業助成金50万円は、消防団に配備する投光器2基の

購入に対する助成金でございます。

次の、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金190万円は、高下西町第二町内自主防災会が、流藻川団地近くに防災倉庫を設置し、AEDや車椅子、担架など防災関係の備品配備に対する助成金でございます。

14ページをお願いします。

款21、項1・市債、目6・消防債、節1・消防債で、200万円を計上しております。これは、県が再整備する防災行政無線システムの設置場所である危機管理課が、現在鏡支所であり、鏡支所の自家発電機では容量が設置基準を満たさないため、県の防災用発電機を設置する必要が生じ、それに伴い負担金額が増額となったもので、全額緊急防災・減災事業債を予定しております。

次に、目7・教育債、節1・小学校債で、760万円を計上いたしております。これは、平成29年4月1日から八代市立金剛小学校敷川内分校が本校に統合予定でありますことから、対象児童の通学に必要なスクールバスの購入に対する市債で、事業費の95%でございます。

次に、目8・災害復旧債、節1・農林水産業施設災害復旧債で、8820万円を計上しております。これは、先ほど県補助金の説明で申し上げました林道16路線の林道施設災害復旧事業に係る市債で、起債対象事業費から県補助金を除いた額の90%でございます。

次の、節2・公共土木施設災害復旧債で、3560万円を計上いたしております。このうち道路橋梁施設災害復旧事業の3090万円は、これも先ほど国庫負担金の説明で申し上げました市道9路線の道路橋梁施設災害復旧事業に係る市債で、起債対象事業費から国庫負担金を除いた額の100%でございます。

次の、河川施設災害復旧事業の470万円は、これも先ほど国庫負担金の説明で申し上げました内野川ほか2河川の河川施設災害復旧事

業に係る市債で、起債対象事業費から国庫負担金を除いた額の100%でございます。

次に、節3・その他公共・公用施設災害復旧債で310万円を計上いたしておりますが、これは、熊本地震で被災しましたサンライフ八代の内外壁修繕及び梅雨前線豪雨により被災した黒島観光バイオトイレ修繕に伴う商工施設災害復旧事業に係る市債で、起債対象額の100%でございます。

以上、歳入の説明といたします。

続きまして、歳出を説明いたします。15ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目4・財産管理費に、1340万円を計上いたしております。これは、鏡支所の市庁舎管理運営事業でございますが、空調機にふぐあいを生じ、庁舎の温度管理に支障を来していることから、冷温水発生装置の修繕と、蓄熱槽及び配管清掃、点検に要する経費を補正するものです。

次の、目5・企画費に、1844万8000円を計上しております。内訳としましては、集落サポートプロジェクト事業の500万円は、過疎集落等における日常生活を支援するため、県の集落サポートプロジェクト事業を活用し、五家荘地区におけるグループタクシーの導入及び買い物を支援する仕組みの検討を行うための委託料で、実施主体は五家荘地域振興会で、特定財源として全額県支出金を予定しております。

次の、コミュニティセンター施設整備事業の1344万8000円は、平成29年4月から公民館等がコミュニティセンターに移行することに備えて、施設等看板整備設置業務委託料として378万4000円、また、鏡地区の農事研修センター土壌分析室の一部を改修する工事費用として、165万3000円と、泉地区の第二小学校跡施設整備に関連し、エレベーター設置に向けての実施設計業務委託料として、3

29万3000円、不要となった学校備品等の廃棄物処理委託料として71万8000円、2階部分の会議室、和室、調理室に空調を設置する備品購入費、400万円を計上いたしております。

なお、特定財源としまして、国庫支出金の集落活性化推進事業費補助金341万円4000円を予定いたしております。

以上で、歳入全体と歳出の総務費に係る説明といたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について財務部より説明が終わりました。

以上の部分について、何か質疑ございませんか。

○委員（亀田英雄君） 10ページの、老朽危険家屋の話と民間建築物の話ですね。

国の補助が追加である、40件追加ということなんですが、今後、ますますというか、もう少しふえるんじゃないかという気もするんですが、そのときは、また国の補助とか、県の負担があるんですか。

○財政課長（尾崎行雄君） お世話になります。

通年ですね、こちらの補助のほうがですね、なかなか交付枠が少ない部分を、今回は災害が発生したということで追加された分でございます、これ以上追加されるっていう予定は、今回については、今のところ聞いておりません。

○委員（亀田英雄君） ちょっと外れるかもしれませんが、今後ふえる分についてはですよ、財務部としてどのような感じで対応されるつもりでおんなるとですか。ふえるかもしれない、まあ、憶測の話はでけんって言いなるかもしれませんが、そのような場合の対応の仕方です。どのように考えておられますか。

○財務部長（岩本博文君） この分は、やはり

地震をもって、より一層家が傾いてきたというような状況の中での補助申請が伸びてきているというような状況というところも伺っております。罹災証明の発行とかも、まだ、継続的に行われておりますし、できるだけ対応はしていきたいと思いますが、その上がってくる数量かなと思いますので、その辺は今後の財政状況をみながら、財務部のほうで判断を、都度都度判断させていただくというところで、今後確実にやっていきますよとか、そういう確定的なお答えは、この場では控えさせていただこうと思います。

○委員（亀田英雄君） 自信持って実行していただければと思いますね。ぜひ、前向きに検討していただきたいというふうに思います。後で、意見を言います。

もういっちょ、2つですね。県支出金の部分で、11ページです。強い農業づくり交付金が10分の10ってついついとつとですが、以前、これ10分の9とかで、何か補助率……、これ、私の勘違いじゃなかんばよかですが、9割補助とか何とかでやったじゃなかですか。それでいろいろあったような気もすつとですが、今度は全額補助ということで、こら、みてよかですか。私の見方が間違つとれば、教えください。

○財政課長（尾崎行雄君） こちら、県補助金はですね、県の交付率としては2分の1なんですけど、市は、その県からの補助金を受益者の補助対象の方に、そのまま交付するというところで、10分の10という表現をいたしております。（委員亀田英雄君「補助率は」と呼ぶ）通常、国の補助要綱上は2分の1でございます。

○委員（亀田英雄君） 次、12ページですね、災害復旧費寄附金。この寄附金を与えるということなんですけど、そもそもこの寄附金が幾らだったのか、どこにあつとかっていうのをちょっと思ったんですが。その辺の取り扱いについ

て、以前あったかな、——ちょっと確認の意味で教えてください。

○財政課副主幹兼財政政策係長（吉永千寿君）

財政政策係の係長をしております吉永です。

9月14日現在までの寄附金総額を申し上げますと、7652万4000円の災害復旧寄附金が入っております。今回、9月補正で、そのうちの2129万5000円を活用予定としたところでございます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） それ、どこにある、どこにあつとですか。どげん使えば、今、（聴取不能）聞きたいんですが。

まひとつよかですか。

市で収納すつとなら、どっかにせんぱんというような気もすつとですが、今後その取り扱いの予定ということをお聞かせください。

○財政課長（尾崎行雄君） どこで、今、取り扱っているのかっていう御主旨だと思いますが、健康福祉政策課のほうで取り扱っております。

○委員（亀田英雄君） この、予算書には上がつてこんっていう意味は何かあつとですか。

○財政課長（尾崎行雄君） 通常、歳入の受け入れだけの場合はですね、特に予算化つていうのをしないもんですから、今回のように、受け入れた分はですね、災害復旧とかに事業として充てるつていうときに、歳入のほうを予算化するというふうな形で取り扱っております。

○委員（亀田英雄君） こういう場合の正当な取り扱いで、間違えなかつてすよね。何か、ちょっと不自然なような気のせんでもなかつてす。寄附金は寄附金で細目するでしょうが。

○財務部次長（辻本土誠君） このたびの熊本地震に関しての寄附金につきましては、健康福祉費の補助金のところで受け入れをいたしております。

○委員（亀田英雄君） わかりました。

もう一つ最後に、——最後というか、15ページの歳出の部分で、庁舎の、——ここの庁舎の空調ですね、1340万。これは、何か1回聞いて妥当な金額かなと思ったんですが、ここに書いてあるとが、清掃、点検に要する必要な経費を補正するものとあります。清掃、点検に要する経費ということで、修理が完了する予算という書き方じゃなかですよね。それでも1300万以上の金が要ということで、この積算根拠と今後の見込みというのがあれば、もう少し詳しくお知らせください。

○理事兼鏡支所地域振興課長（松本 浩君）

鏡支所地域振興課の松本です。

鏡支所の空調システムにつきましては、地下のタンクの水を冷やしたり温めたりというところを、2階の屋上のチラーで冷やしたり温めたりして、それを循環させているところでございます。

今回の補正でございますけれども、屋上に設置しております2台のチラーのうち、1台のチラーが故障いたしまして、このチラー内部の冷却装置並びに熱交換器並びに圧縮機、そういったもろもろの器具が故障したということで、部品の取りかえ等に大きな経費がかかるということでございます。

なお、御質問ございました、配管及び清掃、点検につきましては、蓄熱槽の水を一度抜き取りまして、そういったものの費用が発生し、合計でこのような金額になっております。

今後の計画でございますけれども、予算が可決されました後に、入札等を行いまして、今年度末には修理を完了したいというふうに計画しております。

○委員（亀田英雄君） 概要ば読んでからですね、ちょっと思ったもんですけん聞いたことですが、この金額でこの空調の修理は完了する予算ということで捉えてよかですか。

○理事兼鏡支所地域振興課長（松本 浩君）

こちらの予算で修理をする予定でございます。

○委員（亀田英雄君） はい、了解しました。一旦終わります。

○委員（中村和美君） 12ページの花火大会の件で、なかなか益城町の子供、——子供会か何かわからん500万、これをまちよつと具体的に、この500万の出費と、何名ほどでどのようにして花火大会へ招くのかをお願いします。

○財政課長（尾崎行雄君） 被災地の子供たちをですね、200名程度募集して、招待するっというようなお話を聞いております。

それと、花火をですね、復興花火としてですね、スターメインっていう種類をですね、復興花火っていうことで打ち上げるというふうに聞いております。

○委員（中村和美君） この500万っていうのは何ですか。わかるか。

○財政課長（尾崎行雄君） その財源といたしまして、現在、ふるさと納税っていうのをやっております、その中にですね、特別にクラウドファンディングという手法で、こういう復興花火を上げますから全国の皆さんぜひ賛同される方につきましては、御寄附をお願いしますということで、その目標額として500万を設定した次第でございます。

○委員長（堀口 晃君） 何に使われるのかっていうふうに、その財源ではなくて、何に使われるのか、500万円をどういう、子供たちの送り迎えであったりとか、そのスターメインが幾らだったりとか、そういったところをお聞きになったんだろうと思いますけど、いいですか。

○委員（中村和美君） そのとおりで、例えばこの500万円の中には、チャーターするバスが何台だとか、そういうのか何か入っとつとでしよう。そういうのを。

○財政課長（尾崎行雄君） 濟いませぬ。バスの経費はですね、入っておりませぬで、被災者の方はですね、親子とかでですね御自分の足で

来ていただくと。ただ、招待席の分ですね、あとですね、先ほど申しました花火の経費ですね、あと実際クラウドファンディングで御寄附していただいた方にですね、返礼品として招待席と、あとくまモンのTシャツとDVD、——今回の花火を撮影したDVDをですね、返礼品としてプレゼントされると、そういった経費に使われるということでございます。

○委員（中村和美君） わかったようで、わからんとですけど、とにかくいいことだと思いますので、進めてもらいたいと思うし、自由に来てくださいというのも何かと思うし、子供が主であったらやっぱりこっちからバスなんかばチャーターしてやるというのもひとつの招待方法じゃなかろうかなと思います。なぜ、招待するかというのは、地震被災されて、心がすさんで、大変な思いをした子供たちを花火で喜ばせようというのがまず目的だと思いますので、そう思います。

それともう一つ、これは要望ですけど、私も3年か4年ぐらい前に、ちょうど花火大会のときにですね、熊本から帰ってくるときに、小川まで渋滞だった、高速が。だから、それも、バスとかなんかでチャーターして来ますというのならばだったんですけど、そういうのも踏まえながらも、御招待च्छゅうのをしなったほうがいいかな。とにかく、小川ぐらいからインターおりのまでつかえとったという状況で、今度もそうなるんじゃないかと思ひます。そういう配慮もひとつの招く以上の心遣いじゃないかなというふうに思ひますので、担当課にはそうおっしゃってもらいたいと思ひます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかありませんか。

○委員（亀田英雄君） クラウドファンディングというやり方で募集するということなんですけど、これだけ数字ば明確されてますが、もう集まったんですか。これが、この目標に足らんだ

ったときはどうするの。もう集まったのか。どうされるんですか。

○財政課副主幹兼財政政策係長（吉永千寿君）

一応500万の設定ということで、募集期間はまだ既に始めてるんですけども、準備とか必要でしたので、始めてるんですが、済みません、きのう9月15日現在で、500万の目標に対して91万5000円という形で、まだ100万は届いていない状況です。

もう一つ、集まらなかったらどうするのというお尋ねですけども、一応、花火の規模を調節するとかですね、集まった額に応じた内容の事業にするという形で、原課のほうと調整しております。

基本、もともと当初予算に全国花火競技大会の負担金というのを予算化しておりますけど、それにプラスアルファということで、資金を募るという形でやっておりますので、基本、実行委員会の予算枠がありますので、集まらなかった場合でもその対応をと、で集まった分はその上乗せの額を活用するという形でございます。

○委員長（堀口 晃君） ほかございませんか。

○委員（堀 徹男君） 今の関連でいいですか。

続けて、今のクラウドファンディングの分で、365万円は織屋の修繕に使われるって、事業の見積りとかをされた上での金額だと思うんですけど、今、亀田委員の質問にあったように、足りなかったときはどうされるんですかね、修繕に使う予算は。

○財政課長（尾崎行雄君） その場合は一般財源での対応になります。

○委員長（堀口 晃君） ほかございませんか。

○委員（西濱和博君） 説明資料の15ページ、それから12ページの歳入にもございますが、集落サポートプロジェクト事業についてお尋ねしたいと思ひます。幾点か確認したいと思

います。

この事業は、県のそもそも事業を活用して市が提案されたという経過だというふうに思うんですけれども、市が提案されるに当たって、過疎集落というのは、泉地区のみならずほかにもございますわけですけれども、泉地区を選定された理由と、合わせてほかの地区は同時に提案できなかったか、そこら辺の経過が1点。

2点目なんですけれども、事業の内容としてはタクシーのかかわりで、グループタクシー導入ということなんですけれども、このグループタクシー導入ってのは、具体的にどういう内容を指すのかということと、新たな買い物支援策ということを検討なさるといことですが、これも具体的にどういった課題があつてどういうものをイメージして検討なさるか。

3点目、実施主体は五家荘の地域振興会ということですが、コンサルタントの委託費というのは何をとりまとめられるのか。実施主体がコンサルに委託するという扱いなのか。

以上、3点確認させていただければと思います。

○企画振興部次長（増住眞也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

お尋ねの集落サポートプロジェクト事業でございますが、これは熊本県が地方創生の加速化交付金を活用して、過疎集落等を対象として集落の維持、活性化に資する取り組みを支援するという内容になっておりまして、その選定基準には住民組織が行うプランであること等がございます。

今回、八代市が五家荘の地域振興会とですね、打ち合わせをいたしまして、五家荘には公共交通の導入が現在行われておりません。これまで、何度かそういう実証実験を行っておるんですが、とうとう本格実施に至っていないという状況でございますので、ここでグループタク

シーを導入する実験をやるのが一つでございます。

選定の理由といたしましては、この地域を選定した理由ということで申しますと、ここは公共交通手段が入っていないというところがあつてございます。

それからグループタクシーでございますが、住民が利用しやすいようですね、1回の運行である程度まとまった人数を乗せるということですね、グループで共同でタクシーを利用していただいて、買い物とかですね、そういうのに使っていただくということで、1人当たりのなるだけ負担を減らすような仕組みを試行したいと、そういうことでグループタクシーの導入はどうだろうかということで、今回、試験導入を行うものでございます。一応、導入は10月から2月ごろの試験運行を予定をいたしております。

それから、買い物支援でございますが、五家荘におきましては、日常生活で必要となるような、手に入れにくい商品等もございます。それから、公共交通等もございませんので、買い物するのも非常に不便ということがございまして、必要なものをですね、そこに送る物資を、必要な、不足する物資の調査、それから、そういうものをですね、物資を受け取って、地元の商店に卸したり、あるいは必要とされる方に配送するなど、そういう仕組みを検討したいという取り組みでございます。

それからコンサルへの委託の内容でございますが、まずグループタクシーにつきましては、市とそれから地域振興会で打ち合わせをしまして、アンケートそれからヒアリングの内容の作成をコンサルにまず委託したい。その集計結果、それから分析、そして課題を整理した上で、本格導入に向けた事業計画案をつくっていただきたいというところでございます。

それと買い物支援につきましても、アンケー

ト、それからヒアリング等の同じ手法を考えております。それから必要とされるもの、その量、それから手に入りにくい商品等の把握、それから配送等の問題点、課題を整理していただいて、どういう仕組みがここでは一番効果的かということをご提案していただくと。で、支援計画案として取りまとめていただくということを考えております。

それから最後が、市と振興会の関係ということでよろしいですかね。（委員西濱和博君「以上で結構です」と呼ぶ）結構ですか。

○委員（西濱和博君） 済みません、幾つもお尋ねして恐縮だったんですけども、今回、地方創生ということで取り組まれる、非常にいいことかなというふうに感じとったところなんですけれども、もともと狙いとしては、八代地域においては、とりわけ五家荘地区において、交通整備がままならないということで、課題として残っていたと。本格実施、交通網の整備も含めて支援策を講じたいということなんですけど、今回実施される意味というのは、来年度以降の五家荘地域の、泉地域におけるこういった支援策を定着させるということを目的とされてというような理解でよろしいんでしょうか。もしそうなった場合の実施財源というのは、今後どういふふうにお見込んでいらっしゃるのか、その点合わせてお聞きしたいと思います。

○企画振興部次長（増住眞也君） 目的につきましては、今、委員さんが言われたとおり、次年度も継続していきたいということを考えています。今回、どういう交通手段がここに一番合うのかということで、実証実験という形で事業を行います。ただ、これがうまくいきましたら、この事業をそのまま継続する必要があると思いますが、今現在、五家荘地域では、五木のほうからですね、椎原のほうまでコミュニティバスがございます。その運用経費が250万ほどかかっております。ただ、これにつきましては、

五木のほうでもですね、見直しが予定をされておまして、来年の10月に一応廃止される見込みでございます。そういうことがございまして、それまでに何とかこの五家荘に合う公共交通網を入れたいということで、それから、運用につきましては、その、今、運用支援に充てております250万を活用できればというふうに考えておるところです。

以上です。

○委員（西濱和博君） わかりやすく御説明ありがとうございます。

一つ提案なんですけど、タクシーのあり方を検討される中でですね、執行部も御存じかもしれませんが、全国ではジェロントタクシーといって、一定の期間、例えば1月定額で乗り放題というようなシステムもですね、導入している地域、福岡あたりもございますので、あわせて御検討されてはいかがかなと思います。

提案ですけど、以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） ほかございませんか。

○委員（前川祥子君） 先ほどの鏡支所の件ですけれども、空調機関係というところで、これ、故障で予算を組んでありましたが、今後は、特に問題はないだろうというお話だったんですが、もう一つ防災無線に関しても予算は組んでありますよね。今後も鏡支所は継続して使われていくという状況の中で、10月には幾らか部署が移転はしますけれども、電気機器の容量というものは、今後はこういう状況の中で、保っていけるのかなというのも考えますけれども、そこはいかがなんでしょうか。おわかりになるところでよろしいんですが。

○理事兼鏡支所地域振興課長（松本 浩君）

10月からの移転計画では、部署がふえるということはございませんので、計画等、問題はございません。

以上です。

○委員（前川祥子君） これもちょっと先走った話かもしれませんが、何カ所かかっていうか私が確認するところでは、1カ所、2カ所、亀裂が入っている部分も鏡支所でありますので、今後、耐震調査というものも予算の中で組み込まれていくことは考えていらっしゃるかどうか。これ、鏡支所にお聞きすることじゃないかもしれませんが、そこは何か考えがあるんでしょうか。もしあればというところで。

○委員長（堀口 晃君） 鏡支所の耐震化を調査する……。

○財務部長（岩本博文君） 今回の地震の影響で、公共施設は多かれ少なかれ被害を受けてると思いますので、その辺は、必要に応じてというか、今後の耐震、——今後のためにも、やはりその辺はちゃんと見ていくところが必要かなというふうには思っています。まだ、全体調査というところまでは、取りかかりになれば、各それぞれの所管でやっていくと思うんですけど、それを取りまとめられたところでの、また、予算化なり、そういう対応を検討させていただくことになるかと思えます。

○委員（前川祥子君） そこは前向きにやっていかないと、これは別の話かもしれませんが、分散型というのが一応市としては出てますので、この鏡支所の中に職員を置くという、それから、外部から市民の方もいらっしゃるという中で、そういったことは最も大事な部分ではないかなと。予算化を今後考えていただければなというふうに思います。

それからですね、八代城の件ですが、これ、確認したくてですね、10ページの国庫支出金の5番の教育費国庫補助金の中に、史跡等総合整備活用事業補助金の中に、八代城の幾らか入れてあったというふうに、記憶しているんですが、もう一カ所、12ページの寄附金の5番の災害復旧費寄附金の中にも1125万組み込んであったと思うんですね。たしか、一般質問

のときに八代城の修復が幾らかかりますかというところで、1億100万円だったかな。そのうちの国から7割で県から0.5割だったですかね。おおよそ市からは25%、——県から5%ですね。だから25%ということで2525万ですかね、微妙な数はちょっとわかりませんが、そういう額が出るというふうに記憶してますが、これは、この2カ所で使うと。この2つの予算で使うというふうに考えてよろしいんですか。

○財政課長（尾崎行雄君） 八代城に今おっしゃったように国からとですね、県から一部来ます。あとは寄附金ということで、総額今年度については4500万ということで、八代城はなっております。

あとは大鞘のほうがですね、県からの補助金が1000万来て、残りを寄附金で対応するというようにしております。

よろしいでしょうか。

○委員（前川祥子君） 4500万というのが、八代城に対する補修費ということでよろしいですか。今のが寄附金もこの中に含まれている部分の一部に入っているというふうに考えてよろしいんですね。

はい、わかりました。

○委員（堀 徹男君） 濟いませぬ、もう一回クラウドファンディングの考え方について確認をしておきたいんですけど、見込みの金額に足りない場合にですよ、一般財源からということだったんですけど、寄附金で賄えればラッキーというような考え方なんではなかね。どういう捉え方をすればいいんでしょう。財源として寄附金を当て込むということについて。

○財政課副主幹兼財政政策係長（吉永千寿君）

まず、クラウドファンディングについてちょっと簡単に説明させていただきたいんですけど、このクラウドファンディングというのは、今、ふるさと納税の手法で当市では考えており

ます。もともとふるさと納税っていうのを申し上げますと、通常ふるさと納税っていうのは、よそからですね、八代市にふるさと納税寄附金をされた場合には、その人の居住地の住民税の一部が税控除されるという仕組みがふるさと納税ですね。ですから、うちのほうでは市内の在住者ではなくて、市外の在住者で八代を応援していただくというような設定でふるさと納税をしております。

ただ今回のクラウドファンディングというのは、花火で言いますと今回の事業は市外の方、それから市民の方も一緒になって応援の寄附を募って盛り上げようというような、募ったほうがいいと考えまして設定したもので、いただいた寄附、通常ふるさと納税と違いまして、この花火の事業に特定に充てますよと。通常ふるさと納税は、どれに使うかというのは特定はしないんですけども、寄附者からは少子化、高齢化に使ってほしいとか希望は取りますが、全般的にいただいたのを基金に積み立てていて、翌年度以降取り崩して活用していくというのが通常ふるさと納税ですけど、今回のクラウドファンディングの分は、花火の事業の経費に必ず当てますよ、で、それを募りますよという形で花火。それと織屋の改修につきましても、もともと市の建物ではないんですけども、観光の目玉として山頭火の位置づけでありますので、全国唯一山頭火が泊まった旅館として残っている織屋を修復して、観光の目玉として八代市、改修してやっていきたいと、それに賛同していただける方は寄附をお願いしますという、そっちの特定の目的に使いますからという形で、寄附を募っているという形でやっております。

お尋ねは何だったですかね。

○委員（堀 徹男君） 先ほど、亀田委員の質問に対する答弁は、500万を目標額にしているけど、足りなかった場合は事業の規模を縮小

するということだったですね。織屋は365万円という積算の根拠があって、それに満たなかった場合は一般財源を投入するというお答えだったでしょう。ということは、365万円という事業費が必要な事業なのに、結局寄附で足りなかったら一般財源を投入するということは、事業の考え方としてどういうことなのかっていうところに行き着くわけですよ。で、365万円のうちに、幾ら、100万円集まったらラッキーだったというような考え方でいいんですかっていうことなんですよ。

○財政課副主幹兼財政政策係長（吉永千寿君）

先ほど言いましたとおり、確かに花火のほうは集まらなかったらどうするのっていったら、実行委員会のほうで補って、一般財源の補填はしないという形になります。

織屋のほうは違いまして、改修をします、市のほうで改修をします。その財源として、全国の応援者から寄附を募って盛り上げていきたいというところですので、もし、そちらのほうは、もともと花火みたいに実行委員会みたいのがあるわけじゃありませんので、市の財源で補填するという形を取らざるを得ないと。その違いがあります。

○委員（堀 徹男君） 意見になるからいいです。

○委員（西濱和博君） ちょっと差し出がましいですけど、今の話でなんですけど、もともと織屋はその事業費がないと目的を達成しない性格のものであって、花火大会というのは、金額の増減によって柔軟的に対応できるから、必ずしもその金額が必要とまでは言えないと。もともと納税は、通常の税収でいくと次の年の交付税にかかわってくるけれども、寄附金はその自治体の収支財政に左右されない、交付税にも影響されない性格なものだから寄附金を有効に使ったほうがメリットがあるって、そんなところもあるんじゃないですかね。答えは結構です。

（「アドバイスやね」と呼ぶ者あり）（「そこば理解しとかな」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。聞かなくてよかですか。大丈夫ですか。性格が違ふんじゃないかっていう話ですよ。織屋は織屋で完結しないといけないのに、なぜクラウドファンディングを使うのかっていう、こういう話だろうというふうに思っているところなんですけど。

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） いいですか。

それでは、ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（亀田英雄君） 一番初めに申し上げましたように、老朽危険家屋等除却の話ですね、今の段階ですけん、憶測でしかなかもかもしれませんが、なるだけですね、市民の要望に沿った形を検討されてもらえればなというふうに思います。今からのケースですけん、難しかケースが今から出てくつとかなという気もいたしますがですね、出てきてから検討するじゃなくて、もう既に議論を始められたらいかかなというように、来年につながる話でもありますので、そのようなことも今後検討させていただきたいというふうに考えます。

○委員長（堀口 晃君） ほかに意見ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 済みません、さっき吉永さんの意見なんですけど、もともと事業の考え方としてですね、事業概要書を見ると、賃貸契約になってるのかな。所有者の方に負担する力がないということで、財源に当て込まれたって、クラウドファンディングというのを当て込まれたということなんでしょうけど、もともと予算化する場合の事業の考え方ですよ。そこからスタートせんといかんと思うとです。八代

市がその資産をどう考えているのかっていう位置づけからですね、そこから、財源の考え方も変わってくると思うんですよ。どういう観光資源として位置づけているのか、市が考えているのかというところからいけば、一般財源から負担してもそれは適当だと思うんですけど、寄附金で財源を最初から見込むっていうのは、設定がないからそういう苦肉の策を取られてるんだろうなというふうに思うんですね。これは、財政課だけじゃなくて、事業化としての位置づけからスタートしていかなくちゃならない部分だと思うので、その辺はですね、ぜひ担当課とも、クラウドファンディングって雲をつかむような財源じゃいかんと思うとですよ。そこら辺から一応検討をしていただければなというふうに思います。

○委員長（堀口 晃君） ほかに意見ございませんか。

○委員（成松由紀夫君） 熊本地震災害復旧に伴ってですよ、質問でも言うたんですが、今度の東陽スポーツセンターだったり、総合体育館。あの辺は国交省の社会資本総合交付金事業、天井のやつですね。ああいうのが必要要件を満たしてやりますよね。文科省あたりからも、今からいろんな形で学校施設であったり、そういったものには出てくると思うんですよ。そういうのをですね、効率的な補助事業あたりをしっかりと注視してもらって、国、県あたりに採択していただくようにですね、しっかりと努力していただきたいと要望しておきます。

以上です。

○委員（前川祥子君） 先ほど鏡支所の耐震調査をという話はいたしましたけど、各支所ですね、地域の防災拠点というふうに位置づけされておりますので、今後のこともありますので、各支所のやっぱり耐震調査はやるべきではないかというふうに考えますので、ぜひ御検討をよろしくお願ひしたいとします。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかございませんか。
なければ以上で、歳入等及び第2款・総務費について終了いたします。

執行部は、入れかわりをお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） 引き続き、第8款・消防費について、総務部より説明をお願いいたします。

○総務部次長（丸山智子君） こんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務部次長の丸山です。消防費につきまして説明させていただきます。よろしく願いいたします。では、着座にて説明させていただきます。

では、補正予算書の18ページをお願いいたします。下段の表でございます。

款8・消防費、項1・消防費、目2・非常備消防費では、125万3000円を追加し、補正後の金額は3億39万8000円といたしております。説明欄の消防団整備事業では、熊本地震の際に寄贈を受けました携帯型デジタル無線の本体20台を消防団に配備するための経費として、電波使用料が1万1000円、スピーカー、ケース等の備品購入費として27万円を計上いたしております。なお、当無線機は将来的には消防団の班長以上の全員に配備する予定であり、山間地域から順に配備を進めることといたしております。昨年度までに、東陽、泉地区に配備を行いましたので、今回は坂本方面隊への配備を予定いたしております。

備品購入費では、このほかに夜間活動時の照明として、LEDバルーン投光器2台分の経費97万2000円を計上いたしております。こちらも、計画的に全地区に配備を進めているもので、昨年度、東陽、泉地区に配備いたしましたので、今回は八代地区、坂本地区への配備を予定いたしております。

特定財源の50万円は、全額消防団員安全装備品整備等助成事業助成金でございます。

次に、19ページ上段の表で、目4・防災管理費では、685万6000円を追加し、補正後の金額は、8916万8000円といたしております。内容につきましては、防災対策事業の190万円は、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業に採択されました高下西町第二町内自主防災会が実施される防災備蓄倉庫の設置や、AEDや車椅子等の防災関係備品を整備する事業への補助金でございます。

次に、防災行政無線整備事業の200万円は、熊本県防災行政無線システム再整備負担金の増額分で、当初、県が今年度整備する防災行政無線は本庁舎に整備する予定でしたが、地震の影響で鏡支所に変更になりました。これにより、県の設置基準を満たす防災用発電機を新たに設置する必要が生じたため、県への負担金が増額になったものでございます。

避難所運営事業の295万6000円は、地震により避難所として使用した指定管理施設3カ所、学校施設2カ所に対し、利用料の減収補填や光熱水費、人件費など、避難所運営に要した経費を補填するものです。

特定財源のうち、地方債の200万円は防災基盤整備事業債で、その他の190万円は自治総合センターコミュニティ助成事業助成金でございます。

今回の消防費の補正額合計は、810万9000円で、補正後の総額は20億6660万7000円といたしております。

以上、説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わりました。以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 概要のほうで、ちょっと見たんですが、避難所運営事業についてで、内訳の部分がですね、各避難所で違うとですが、同じ経費でしょうが、何でこういった違うとか

など。八代高校では光熱費が40万でしょう。施設使用料とか、それぞれ必要なものなんでしょうが、上がると内容がちょっと違うとですが、その説明をお願いします。

○総務部次長（丸山智子君） 今回避難所として、多様な施設を利用させていただいたんですけども、市のほうで長期間にわたってですね、多数の人数を受け入れていただいたところが、今回主に上がってきております。それぞれの施設につきましては、施設の管理者と所管の担当課のほうで協議を行いまして、かかった経費の部分についてですね、施設のほうから請求があった分ということで、今回上げさせていただいております。

それぞれで設定の仕方がですね、施設側のお考えもあられたようですね、違うんですけども、八代高校につきましては、光熱水費等の実費、増額分ということでいただいておりますし、秀岳館につきましては、そもそもあそのふれ愛アリーナを借用される時の使用料の設定というのがございましたので、その分での請求ということでいただいております。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） 消防団整備事業でLEDバルーン投光器を順次配備していくということですが、これはですね、八千把の避難所でしたら、会地公園にこれが来るとして、非常に避難者の方が助かっておられたんですね。八代にはいっぱいああいう車中避難の方、これから日奈久断層についてはいろんな専門家の御意見もあるので、このLEDバルーン投光器は、ぜひともですね、配備を少し進められたほうが、

いざというときには非常に助かるという状況があるということ、要望しておきますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかに意見ございますか。

○委員（西濱和博君） 先ほど財務部さんのときにちょっと申し上げればよかったかもしれませんが、済いません、コミュニティセンター施設整備事業の関連として意見させていただきたいんですが、泉第二小学校でエレベーター設計が御予定されているところでございますが、以前、ちょっと私、市の公共施設調べましたときに、エレベーターをつくった後、メンテする維持管理の段階において、エレベーターにおいてはフルメンテナンスという形での管理方法と、部分的にパーツとかオイルとかいうことのみで特化してメンテする2種類の方法がございまして、その部署部署で取り扱いがそれぞれに分かれております。かなり金額も違いますもんですから、それはつくる段階で、どこのメーカーがそこに設置されるかでも変わってくるものと思いますけれども、費用対効果だとかランニングコストだとか考える上において、設計の段階で、設計側と、——いわゆる設置側と維持管理する側で、うまく意思の疎通を図っていかれたほうが、全体的な市の公共施設の費用をうまく有効に活用できる方策かなというふうに思いますので、今度、泉が御予定ですので、そういうこともちょっと検討していただけたらなと思います。

意見ということ、以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかに意見ございますか。

○委員（前川祥子君） 今回の熊本地震の結果で、多くの防災対策においてのことがいろいろわかってこられたのではないかと思いますし、それから消防団への整備というの、まだまだ足りないんじゃないかなということもちょっと

確認されてきたのではないかなというふうに思います。今後はですね、多くの被災者の方からもそうですが、職員の方からも結果に対しての自分たちの考え方、気づきというものをたくさん集約されて、こういう災害に対するバックアップ体制をもっと起動していただきたいなというふうに思いますので、その点を今後は考えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかに意見ございませんか。

○委員（中村和美君） 要望を一つ。

消防団員は定数が限られていると思いますが、地域によっては足りないところもあると、消防団員がですね。だから、できれば、希望者が多いというのはおかしいけど、そういう地域で余ってもやりたいですよという人がおる場合は、そういう人たちもなるだけ採用していただいて、そして、少数のところも、そういう人間で補うと、団員で補うというのもひとつの方法じゃないかと思います。それも市民の安全につながることはないかと思いますので、型にはまらず、そういうのは割と柔らかく検討されてもいいんじゃないかというふうに要望ときます。

○委員（亀田英雄君） さっきの意見で、200万から14万まで差がある話ですもんね、避難所運営事業というのは。提供されたところの過重な負担にならんようにですよ、これからもお願いせんばんことですけん、そういうのは市のほうで、ある程度提供できるような案ばですな、過重な負担にならんような考え方も示されるようなこともされてはいかがかなというふうに考えます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより

採決いたします。

議案第91号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び第2款・総務費について、財務部より説明をお願いいたします。

○財務部次長（辻本土誠君） それでは、引き続き説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

それでは、今回追加いたしております、議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第6号の総務委員会付託分につきまして説明をいたします。別冊となっております予算書をお願いいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ1億2130万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ、671億2530万円といたしております。

次に、第2条で債務負担行為の補正をお願いしております。内容は3ページに記載しておりますので、3ページをお願いいたします。

第2表・債務負担行為補正は、今回4つの事業で債務負担行為の追加を行っております。

まず、新庁舎建設基本・実施設計業務委託は、総事業費が2億2143万円で、平成28

年度では基本設計分の8490万円のうち、前払い金2547万円を計上し、その残額5943万円と実施設計分1億3653万円を合わせまして、限度額を1億9596万円として、平成29年度から平成30年度までの債務負担行為を設定しております。基本設計では、新庁舎建設基本構想をもとに、新庁舎の配置や階層、平面、空間の構成、備えるべき機能や性能、内外のデザインなどの検討を行い、基本的な設計図を作成するもので、その後の実施設計では、基本設計をもとに、設計内容の詳細な検討を行い、建設事業に必要な最終的な設計図を作成するものです。

また、次の新庁舎建設オフィス環境整備支援業務委託では、総事業費3179万3000円のうち、平成28年度で1260万4000円を計上し、平成29年度から平成32年度まで、限度額1918万9000円で債務負担行為を設定しております。これは、新庁舎における窓口及び執務空間について、専門的な視点で機能的なオフィス環境を整備するもので、効果的にワンストップサービスを提供するための窓口利用状況や動線の調査、分析、現庁舎の机、キャビネットなどの備品リスト作成、保管文書の量や会議室利用状況の調査を行うとともに、新庁舎における窓口や執務室などのレイアウトを作成し、引っ越し計画の立案まで行うものです。

次の、景観計画策定業務委託では、期間を平成29年度から平成30年度まで、限度額を1480万円に設定しております。これは、新庁舎を核とした中心市街地のまちづくりを進めるため、周辺道路や街並み景観整備等について、国の補助制度を活用できるよう、補助事業の採択要件となる景観計画の策定に要する経費でございます。

最後の庁舎周辺道路計画業務委託では、期間を平成29年度まで、限度額を860万円に設

定しております。これも、新庁舎を核とした中心市街地のまちづくりを進めるため、庁舎周辺における安全で円滑な道路交通を確保するとともに、本庁舎敷地内に影響が及ぶ都市計画道路、いわゆる中央線の整備に必要な将来交通量の検討や、道路予備設計、交差点計画等に要する経費でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。7ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で、3581万3000円を計上しておりますが、これは、今回補正予算の一般財源でございます。

次に、款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で、2038万3000円を計上いたしております。これは、2つの地方創生推進交付金の活用事業に対する補助でございますが、一つ目が八代圏域ツナガルインターンシップ推進事業の財源として、378万9000円で、これは芦北町、氷川町と連携し、インターンシップを活用した企業と学生及びUIJターン者とのマッチング支援などを行うことで、八代圏域の雇用の促進及び定着化を図るものでございます。

二つ目は海外クルーズ船急増に伴う観光資源強化事業の財源として、1659万4000円で、これは大型クルーズ船の寄港をチャンスと捉え、芦北町、氷川町と連携し、観光客集客のために、自然体験や文化体験等の新たなアトラクション開発など、海外からの観光客の受け入れ環境を整備するものでございます。

次に、款19、項1、目1、節1・繰越金で、6510万4000円を計上いたしております。これは今回の補正予算の一般財源でございます。

以上、歳入の説明といたします。

続きまして、歳出の総務費について説明をい

たします。8ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目4・財産管理費で、3000万円を計上いたしております。これは、本庁舎被害状況調査事業（地震災害関連）として、本庁舎の本格的な解体を行う前に、効率的に解体できるよう、建物の被害状況調査委託を実施し、解体設計の工法、工期などの検討を行うための経費でございます。

以上で、歳入と歳出の総務費に係る説明といたします。

引き続きまして、議会費の説明となりますので説明者交代、――申しわけありません。

○委員長（堀口 晃君） 以上、歳入等及び第2款・総務費について説明が終わりました。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 今、説明の最後にあった話ですね、3000万の話、被害調査。また、これも大変高額な金額だなという印象がいたします。この積算根拠というのをお知らせください。

○財政課長（尾崎行雄君） 今回のですね、被害状況調査につきましては、本庁舎のですね、解体工事前に被害調査を行うことで、災害復旧事業債のですね、今、活用する検討も入っております、そのときに、建築物の被害状況の説明をするための資料作成ですね、をするということで、今回の調査を考えています。あと、これを解体する際の解体設計にもですね、今回の調査で図面起こし等も必要となってきますことから、調査が必要と。あとですね、今回の庁舎の被害に応じましてですね、今、保険をかけておりますが、その保険から見舞金等も支給される見込みもあるものですから、それにも保険用の資料としても今回の調査が必要ということで、調査することといたしました。

あとですね、現在の本庁舎に使用されている建材等がですね、当初の建築時とですね、改修

等であってないかとかの確認も必要ですし、あと、アスベスト関係といった、そういった有害物質のですね、アスベストがあるというのはあるんですけど、それがどれくらいの量かとかってというのは使用量の確認をすることで必要ということとしております。そういった説明でよろしいですか。（委員亀田英雄君「事業内容の説明ば」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） 積算根拠については、3000万円の積算。今のは事業内容ということであれですが、積算根拠については、3000万の。

○財政課長（尾崎行雄君） 積算根拠につきましてはですね、そういう図面起こしとですね、被害の調査含めて3000万としております。

（「根拠、根拠」と呼ぶ者あり）済みません、説明者を交代します。

○新庁舎建設課新庁舎建設係参事（辻 雅彦君） 辻です。

今の亀田委員のお尋ねの積算根拠ですが、積算内容は尾崎課長のほうから説明があったと思いますが、その内容につきまして、熊本県建築士事務所協会八代支部のほうに見積もりを依頼しまして、内容のほうを見積りいただき、それを精査して計上したところです。

以上です。

○委員（亀田英雄君） 見積もりを依頼したということなんですが、その内容をちょっと。だけん高かって言いよってだけんですたい、内容をちょっと、丁寧な説明ばもう少ししていただければ、納得……。ちょっとわかりやすい説明ばしてくれんかな。でけんならでけんてよかばってんが。言われんちゅう話なら。

○新庁舎建設課新庁舎建設係参事（辻 雅彦君） 見積もりの項目の内容につきまして御説明いたします。

まずは、被害度の調査につきまして1000万。あと、図面等の作成及びその調査で400

万。ほか、アスベストの調査、あと現地の調査等ございますが、そちらが500万等の内容がございます。

○委員（亀田英雄君） できれば、言わんでよかごた説明ばしてもらえばですたい、よかばってんが、執行部にはもうちょっと丁寧ですよ、質問の意図はそげん難しか話ばしとるわけじゃなかつたけん、部長。何か、打ち切るような、この前の庁舎の特別委員会の話も、もう少し丁寧な話ばでけんとかって話ばしたですが、説明の打ち切るような説明の仕方ですたい、そら理解ば求める説明者の風景ですか。心していただきたい。

でですね、八代市役所にはアスベストのあったですか、そもそも。

○財務部長（岩本博文君） ありました、はい。

○委員（亀田英雄君） どのあたりに。

○新庁舎建設課新庁舎建設係参事（辻 雅彦君） アスベストの庁舎にあるかないかというお尋ねですが、存在はございます。アスベストの建材の種類につきましては3ランクございまして、アスベストの吹きつけ等の内容とか、ほか、配管等の保温材に巻いているもの、あとは床材とか天井材とか、建材の中に含まれているもの、この3つの大枠、種類ございまして、建築年によって存在が確認されるものがございます。

吹きつけ材につきましては、ある程度除去しておりますが、一部空調関係の、空調室とかの吹きつけ材は除去せずに封じ込め工法というものを使っております。ほかに保温材につきましては、存在は確認されておりますが、どのレベルで入っているかなどの詳細なものはまだ調査は行っておりません。あと建材の天井材や床材につきましては、建築年からアスベストが含有されてるだろうという予測はつきますが、実際の調査としてはまだ入っていないという状況で

す。

以上です。

○委員（亀田英雄君） このような工事をするときにですよ、解体工事にこれだけの調査費をかけてするのが常套手段ですよ。工事費一括です、——このような工事をするときのやり方として、これは、こういうやり方ですたい、3000万かけて調査してするやり方というのが常套手段なのかというのをちょっと。額が高いですたい。ちょっと、何か言い方がちょっとわからんとですが、一括で発注でもよかような気もせんでもなかつたですが、このようなことをするとき、やっぱりアスベストとかが不安だけん、こぎゃん、これだけの多額な調査費をかけてされるということなんですか。必要経費なんですかね、常套手段なんですか。

○財政課長（尾崎行雄君） 現状をですね、数値的に把握しまして、それに基づいて適正な解体の工事や設計をするためにはどうしても必要だということで、今回計上させていただいております。

○委員（亀田英雄君） 通常面積に掛ける幾らというような積算根拠で工事をなさるような感じがしとったもんですけん、尋ねてみたんです。そのようなやり方を検討されてなかったんですね。

○新庁舎建設課新庁舎建設係参事（辻 雅彦君） 今の平米あたりの単価の亀田委員のお話ですが、内容としましては、今度解体する建物が1万平米を越えるような庁舎ということで、簡易なものでございましたら平米あたり幾らというお話もできるんですが、内容につきましては、数量が1万平米を越えるものっていうと、大規模なものになりますので、詳細な調査をしなければその数量及びその金額がわかりません。あと、解体工法につきましては、庁舎が熊本地震のために被災しましたので、被害状況によって工法をどのようなものを選択するかって

いうのを検討しなければ非常に危険なものですので、最悪の場合人身事故とかにつながらないように、きちんと検討した上で、解体工法も選ぶということで、今回こういう調査を行うことにしました。

以上です。（委員亀田英雄君「一旦、終わります」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） ほか。

○委員（堀 徹男君） 今の方法なんですけど、例えば、非破壊ですとかですよ、X線ですとかっていうやり方で、建物の強度の状況とかもわかるだろうと思うんですけど、必ずしも断面が出るっていうわけじゃなかった場合はあり得ると思うんですよ。その辺いかがですか、まず1点、それが。

○新庁舎建設課新庁舎建設係参事（辻 雅彦君） 非破壊検査等の手法もあるのではないかとのお尋ねについてお答えします。

今回の調査のつきましては、特別な内容としましては、熊本地震の後に調査をするということがございます。建物自体が被災を受けていない健全なものでございましたら、図面と現地を確認した上で、場合によっては非破壊検査というのもございますが、非破壊検査をするにしても、今回、部材それぞれが地震によって被災を受けた度合いが違いますので、実際に現地で詳細を確認する必要があります。

解体の工法につきましては、後日になりますが、一般的には重機の1基当たり20トンとか十何トンとかいうものを、建物の最上階に置きまして、順次上のほうから解体するというのが一般的なやり方なんですけど、それ自体をやるためには、建物自体の強度がその機械に対してもつのかどうかという調査をしなければいけません。今回、地震でかなり被災をしておりますので、危険な状態になっているものに重機を置けば、当然非常に危険な解体作業になりますので、そういうものを含めて、調査をするという

ことで考えています。

以上です。

○委員（堀 徹男君） わかりました。じゃあ別件でもう一件。

先ほどアスベストの残ってるっていうお答えだったんですけど、それはいかがかなと思うんですけどね。特に聞き逃せない。たしか2年ほど前に、青少年勤労センターかなんかもアスベストの調査が残ってて、追加で予算が出たんですよ、たしかね。調査は、——今回調査だけなんですけど、そもそも庁舎の管理の形態としてですよ、アスベストが残ったままにしておいてよかったのかどうかっていうのが、そっちのほうが大きな問題だろうと思うんですけどね。何年か前にアスベストの何とか法っていうのができてましたよね。

○財政課長（尾崎行雄君） 先ほど説明がありましたように、封じ込めの処理をしております、その後ですね、法に沿った形で定期的にですね、浮遊するアスベスト量とかの調査をですね、定期的には今までやっておりまして、その調査結果としては、安全基準内というふうな報告を受けております。

○委員（堀 徹男君） 適切な処理はされていたということですね。はい、わかりました。

○委員長（堀口 晃君） ほかございませんか。

○委員（亀田英雄君） 新庁舎建設基本・実施設計事業と、新庁舎建設オフィス環境整備支援事業について伺いたいと思います。前回の特別委員会でも聞いた話とかぶる話になることを御容赦ください。

ちょっと自分で計算してみたんですが、基本・実施設計事業については1129、——1100万程度の減少ですよ。オフィス環境整備支援事業は3月の提案と変わらないというふうに思うんですが、それぞれの積算根拠と、変わる理由というところをちょっと詳細に御報告お

願いたいなど。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） おはようございます（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新庁舎建設課、谷脇です。よろしくお願います。

まず、基本設計・実施設計の積算根拠でありますが、国土交通省基準といたしまして、建設設計業務委託積算書というものがございまして、そちらのほうで出ささせていただいております。

あと、オフィス環境のほうの積算基準でありますが、こちらにつきましては、見積もりを取りまして、その平均値で出ささせていただいたところでございます。

次に、差額が出てるといってございしますが、基本設計、——3月につきましては、基本設計が9367万円だったと記憶しております。実施設計が1億3005万円ということで、今回、基本設計・実施設計の合計で、1129万円下がった計算になっておるかと思っております。その差でございしますが、一つには面積が昔と、最初の3月のときとは変わりました、その面積によりまず図書の作成が今回の基本設計・実施設計の差が大体500万程度。それに、今、議論いただいております旧庁舎の解体でありますが、この旧庁舎の解体っていいものは、本来、3月の時点では被災しておりませんでしたので、今の旧庁舎を使いながら建設して、引っ越しが済んでから壊すということでしたので、その間、健全な庁舎の解体設計あたりの準備物の図書、その辺が500万ほどかかっておりまして、その分の差が大体合計1000万位ということで、今回下がっておるところでございませぬ。

オフィスレイアウトにつきましては、変わっておりませぬのは、やらなければならないこと、要は今現在あります書類関係の量でございまして、それと文書の管理、そして、——ちょっとお待ちください。途中でできませんでしたが、

オフィスデザインの関係、要は今申しました文書とか、そういうあと現状のサインの調査、それから備品類の転用計画ですね、要は新庁舎ができたからといって、全ての机、椅子、ロッカーを新品にかえるわけじゃなくて、今あるものを使ったりするもんですから、そういうものの転用の調査だとか、あと最後は引っ越すときに、この備品は要は捨てる、この備品は使う、それを何階のどこに持って行くみたいなふうな、そういう引っ越しの前準備、前さぎで全て一式やることは変わっておりませぬので、金額のほうには差が生まれませんでした。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） わかりました。

なかなか、言葉のように入ってこんもんですから、何回も聞いております、失礼をいたしました。

限度額という、ここに表現の仕方があるんですね、債務負担行為の限度額と。1万9000のときの限度だと。床面積が1万9000ということで、積算したけんこうなつとでしようが、柔軟にっていう考え方がひっかかつとでしようが、これを越える場合もある、越えない場合もあるという説明があったかなというふうに思っております。1万9000を超えたときに、この限度額を超えることがあるかもしれません。予算は、限度はこれいっぱいちょうことで、これは必ず超えないという確約が取れるんですか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 予算書の限度額と申しますのは、要はこの予算ですけども、第2表までというのは、要は未来に向けてここまでのお金の支出がありますよということを議会に対して議決いただくということで、まず、表記されております。

その中で、限度額、要は今年度の予算化した部分につきましては、その残りの分につきましては、1億9596万円までは、これで議決をいただければ、来年度からの予算でそれは計上し

てまいりますというお約束、要は手形切手みたいなものですね。今おっしゃられた、柔軟性という言葉でございますが、仮に限度額という言葉で御心配であれば、ふえた場合どうなるのということでございますが、その場合は限度額の修正は、当然、今年度までは内でしたら、修正することができますが、それを越えた場合は、また補正予算という形で、新たに予算を計上する、要は足りない分を計上するというふうな形になるはずでございます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） その補正予算は、来年の予算になるですたいね。補正予算って今言われた部分。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 平成30年になるかと思えます。平成29年の支出までは、当然、この中で補えるんでしょうが、ふえた場合、平成30年の補正になるかと思いません。

○委員（亀田英雄君） 一旦終わります。

○委員（鈴木田幸一君） ちょっとひとつだけ。

先ほどの総務費の財産管理費の被害状況調査、3000万、委託料3000万ですよ。これの積算の、設定根拠ちゅうとは担当課のほうでされたですかね。（「業者さんに見積もりを」と呼ぶ者あり）見積もりは、業者のほうに見積もりばしてもらった。

よかです。

○委員長（堀口 晃君） よかですか。

○委員（鈴木田幸一君） はい、わかりました。

○委員長（堀口 晃君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（亀田英雄君） 意見のところですね。

先ほどに関連する部分です。1万9000—私の聞き方が悪かったかもしれないのですが、ふえる可能性もあるということも言及されたんですが、今回進めるために、それこそ苦渋の決断をしてきました。特別委員会を出した提案に寄ってこられて分散型の提案をされたということは評価したいんですが、その分散型の意図をしっかりと把握されているかということについて、大きな疑問があつとですよ。だけど、進めるために苦渋の選択をしたということをもまず御理解いただきたい。

柔軟にという言葉が柔軟に使うとですが、特別委員会でいろんなことを申したことが、約束は必ず守れますと、守られますように、強く念を押しておきたいというふうに考えます。

これからいろんな事業が進められていくんでしょうが、マスコミあたりでもいろんな話があるじゃないですか。東京の築地の話、豊洲市場の設計は日建設設計だったと。うわさの日建設設計ですけど、情報がきれいに出てこなかったと。情報の公開とかですね、透明化ということにもですね、きちんと取り組んでいただきたい。しっかりですね、よう説明ばしてくっだいということば言わんとよう説明せんというごたふうじやどげんもなりませんけん。部長、その辺はしっかり肝に銘じていただきたいというふうに考えます。意見です。

○委員長（堀口 晃君） ほかに意見ございませんか。

○委員（鈴木田幸一君） 私たち議員というのはですね、市執行部ととも、市政に対する両輪でなからんばいけんということで、お互いにその両輪でこの市政をよくしたいちゅう、この気持ちを持ってると思っております。そういった意味でですね、この市政、市民のための政治をしようということである場合は、やはり、子孫に対して余り大きな負担を残したくないということで思ったとき、1億、2億というお金の金

額ちゅうとは物すごいものだというふうにお考え
ておるわけなんですよ。

ところが、当初、3年ほど前に私、総務委員
会におりましたけれども、78億で計画が上が
った。その後、134億になったと。その根拠
が、東北、東日本大震災のとか、人件費が上が
ったとか、いろんな資材高騰とかということで
説明があったちゅうことを聞いておる。

ところが、実際にいろんなところに聞いてみ
ますと、そぎゃん上がったことはなかつでか
ら。56億の差が出るとということ。ところが、
その高い高いちゅうことで、話が出たところ
が、そこ2、3日したところがですね、11
6億に下がった。18億下がったんですよ。
16億だわ、18億か。

するとそれからですね、また設計の変更があ
ったとか、規模が縮小されたところで4億下が
る。1億、2億のお金がどれだけ膨大なものか
というのを考えたときですね、私たちはいろん
な理由があるかもしれんですけどもですね、
やっぱり市民の方々に対して、しっかりした根
拠と信頼ある言葉を発せんばならんとですよ
ね。

そういった意味からですね、特別委員会をつ
くって、議会としては今後の方向づけをして、
この庁舎建設については頑張っておる。そのこ
とも含めてですね、これから先も、私が希望す
るのはですね、意見として言いたいのはです
ね、こういった数字のことばかりじゃなくて、
実際の金額の膨大さちゅうとばですね、しっか
り認識した上でですね、その後の負担が市民に
かかってくるんだというのも含めてですね、し
っかりした信頼ある回答なり、あるいは数字を
出していただきたいというのを希望してしま
す。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかに意見ございませ
んか。

○委員（前川祥子君） 今回が新庁舎建設基本
・実施設計の限度額1億9596万と、これが
出ました。これを賛成するという事は、非常
に重きことだというふうにも感じております。

ただ、今回特別委員会でも柔軟性を持ってと
いう言葉を附帯意見という形で載せられて、こ
の額が、もしかしたらまだ小さくなる可能性も
あるし、そしてまた大きくなる可能性もあると
いうふうに認識しております。先ほど亀田委員
もおっしゃったように、情報公開、透明性、こ
こはきちんとしていただいて、もし、この額が
小さくなるのであればなぜなのか、もし付加機
能という部分を考えてときに、大きくなるので
あればそれはどういうことなのかということ
を、きちっと市民のほうにも示されて、何の疑
義もないような状況で、ぜひ進めていただきま
すことを意見として申させていただきます。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） この間の庁舎特別委
員会と多少かぶるんですが、先ほど数字遊びの
ような表現もありましたけれども、その都度そ
の都度ですね、執行部はしっかり数字に対して
は裏づけを持って示されたというふうに、私は
理解しております。そこら辺のですね、ことも
考える中で、今後、考えなきゃいけないのは、
どうしても防災拠点機能、それとワンストップ
サービスですね。バリアフリーの問題も含めて
考えれば、やはりこの1万9000というの
は、私からすると下限であって、これからどう
いうふうに進めていくのかということを考えな
いとはですね、非常に市民の皆様から、人吉は倍
近くなると、宇土はこうだ、逆行しとりやせ
んかい八代市はというような、厳しい御意見も
多々いただいております。

だからむしろ我々からすると、この1万90
00というのは、非常に承認しがたい。けれど
も、前に進めるためには、どうしてもですね、
これはやっていかなきゃいかんということで、

ぜひですね、執行部についてはですね、今後の部分もしっかり自信持って、ベストではないけれども、今回の提案はベターな折衷案的なものかなというふうに理解しながら、やっていますので、執行部にもぜひ自信持ってやっていただきたいと、意見をしておきます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で歳入等及び第2款・総務費について終了いたします。

説明者を交代いたします。

○委員長（堀口 晃君） 引き続き、第1款・議会費について、議会事務局に説明を求めます。

○議会事務局次長（嶋田和博君） 議会事務局次長の嶋田でございます。総務費に引き続き、歳出の第1款・議会費について説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

ただ今お開きの8ページの上段のほうをごらんください。

今回の議会費補正額581万3000円は、鏡支所3階の旧鏡町議場を八代市議会の議場として利用するために必要な、改修等に要する経費を計上するものです。

各委員御承知のとおり、このたびの熊本地震に伴いまして、本庁舎が議場も含めて使用不能となったことから、急遽6月定例会及び本9月定例会の本会議を鏡文化センターにおいて開催することとなりました。このような中、各派代表者会で、本会議の開催場所について議論を重ねられました結果、旧鏡町議場を八代市議会の議場として利用することに決定をし、さきの議会運営委員会及び全員協議会において報告、了承がなされたところでございます。これを受けまして、改修に係る経費を計上したところです。

早速、内容について御説明をいたします。

まず、需要費151万1000円は、議席をふやすための撤去、運搬、設置等に係る経費のほか、議場空調設備の修繕及び傍聴側のカーテンの劣化に伴います新調する経費でございます。

次に、役務費41万9000円は、じゅうたん、椅子を初めとした議場内のトータルクリーニング経費として計上いたしております。

最後に、委託料388万3000円は、一昨年導入しました議会中継システムの移設費用でございます。これは、本会議放映システム、2委員会分の放映システム及びテレビ配信システムのそれぞれを移設するに必要な経費でございます。これに伴いまして、現在ハンディカメラを使った簡易なライブ中継を行っておりますが、今後は従来のような臨場感と鮮明な画像、クリアな音声を視聴者にお届けできるものと考えております。

なお、参考までにお手元に議場配置図案を配付させていただいております。

以上で議会費の説明を終わります。

○委員長（堀口 晃君） 以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければこれより採決を行います。

議案第109号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありが

とうございました」と呼ぶ者あり)

委員の皆さまにお諮りいたします。

ただいま12時を過ぎたところでございます。次、事件案件に入るわけでございますけども、このままいくと、あと2時間ぐらいはかかるかというふうに思います。ここで休憩をとりたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) それでは、午前中の審議を終了し、しばらく休憩いたします。午後は13時、——1時から開催いたします。

(午後0時05分 休憩)

(午後1時00分 開議)

○委員長(堀口 晃君) それでは、休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

◎議案第94号・専決処分の報告及びその承認について(平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号(関係分))

○委員長(堀口 晃君) 事件議案の審査に入ります。

まず、議案第94号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等について財務部より説明をお願いします。

○財務部次長(辻本土誠君) それでは引き続きよろしくお願いたします。座らせていただきまして、説明いたします。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第94号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号で、本年4月の熊本地震及び6月から7月にかけての梅雨前線豪雨で被害を受けま

した林道や市道など、各施設の応急復旧の必要性から、平成28年7月21日に緊急に専決処分を行ったものでございます。

それでは5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で、歳入歳出それぞれ2億420万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ643億5640万円といたしております。

次に、第2条で、地方債の補正をお願いしております。内容は7ページに記載しておりますので、7ページをお願いいたします。

第2表・地方債補正は、災害復旧事業の歳出予算補正に伴い、補正前の限度額1億6220万円に2440万円増額し、補正後の限度額を1億8660万円に変更しております。

詳しい内容につきましては、12ページの歳入、款21・市債のところ改めて説明いたします。なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入から説明いたします。

11ページの歳入をお願いします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で、1億3750万3000円を増額補正しております。これが今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目3・災害復旧費国庫負担金、節1・公共土木施設災害復旧費負担金で、773万7000円を計上いたしております。これは、本年4月の熊本地震により被害を受けました、鏡地区市道鮫鱈川通り2号線ほか1路線及び泉地区の宮の崎線ほか1路線の崩落等に係る災害復旧事業費1160万円に対する道路橋梁施設災害復旧費負担金でございます。

次に、款15・県支出金、項3・委託金、目2・民生費委託金、節2・災害救助費委託金で、3456万円を計上いたしております。これは、市が県の事務委任を受けて実施するもの

で、熊本地震で被害を受けた住宅について、みずからの資力で住宅の修理を行うことができない被災者を対象として、申請に基づき必要最小限の応急修理を業者へ委託する経費に対する住宅応急修理事業委託金でございまして、さきの6月補正で40件分の2304万円を予算化しておりましたが、事業の実施期限が7月13日から12月13日までに延長となったこと、また、7月末現在の申込件数が61件に達しており、罹災証明願いの申請も続いておりますことから、さらに60件分を追加するものでございます。

12ページをお願いいたします。

款21、項1・市債、目8・災害復旧債、節1・農林水産業施設災害復旧債で、1260万円を計上しております。これは、6月から7月にかけての梅雨前線豪雨で被害を受けました林道袈裟堂深水線等18路線の林道施設災害復旧事業に係る市債で、起債対象事業費の90%でございまして。

次の、節2・公共土木施設災害復旧債で、1180万円を計上いたしております。まず、道路橋梁施設災害復旧事業の1110万円は、これも梅雨前線豪雨により被害を受けました市道下深水板ノ平線など13路線の復旧事業に係る市債で、起債対象事業費の100%の450万円と、国庫支出金のところで説明しました、熊本地震により被害を受けました市道鮫鱈川通り2号線など4路線の復旧事業に係る市債で、起債対象事業費から国庫負担金を除いた額の100%の660万円でございます。

次の、河川施設災害復旧事業の70万円は、これも梅雨前線豪雨により被害を受けました内野川など3河川の護岸崩壊の復旧事業に係る市債で、起債対象事業費の100%でございます。

続きまして、歳出でございますが、総務委員会に係る歳出はございませんので、以上で

専決処分いたしました平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号の説明といたします。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま歳入等について財務部より説明がございました。以上の部分について、歳出はございませんので、歳入等について質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員（亀田英雄君） 質疑といいますが、災害復旧ですので、特段ないんですが、災害箇所の一覧とか、金額まで含んだものの資料をいただきたいんですが。

○委員長（堀口 晃君） ただいま亀田委員のほうから、資料請求の申し出がありました。

お諮りいたします。

当委員会として資料を請求すること、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 異議なしと認め、そのように決しました。

災害復旧に関する一覧表を執行部はお願いいたします。

ほかございませんか。

○委員（西濱和博君） 歳入——災害復旧負担金についてお尋ねなんですけども、国の経費を充てられる事業、先ほど述べられたことかと思うんですが、費目として対象となる経費について、お尋ねしたいと思います。例えば本工事費、設計委託費、事務費、どのようなものが対象となるのか、確認させていただければと思います。

時間がかかるようでしたら、後ほどでも結構でございます。

○委員長（堀口 晃君） 執行部はどうですか。時間かかりますか。（「かかりそうです」と呼ぶ者あり）時間かかるなら、また後ほど御説明をいただきたいと思います。

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なしだけど次に進めない……。

○委員（西濱和博君） 時間がかかるようですので、一旦取り下げます。個別に私が伺いますので。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

それでは、そのようにお願いいたします。

ほかないようでございます。以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第94号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第95号・専決処分の報告及びその承認について（平成28年度八代市一般会計補正予算・第4号）

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第95号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第4号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び第2款・総務費について財務部より説明をお願いいたします。

○財務部次長（辻本土誠君） それでは、引き続きまして着座にて説明させていただきます。

それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第95号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

これは、平成28年度八代市一般会計補正予

算・第4号で、8月7日から開催されました第98回全国高校野球選手権大会への秀岳館高校の出場決定を受け、平成28年8月1日に緊急的に専決処分を行ったものでございます。その内容について御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

まず、第1条・歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ330万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ643億5970万円としております。

まず、歳入を説明いたします。26ページをお願いいたします。

款10、項1、目1・地方交付税で、330万円を計上しておりますが、これが今回の補正予算の一般財源でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目10・諸費で、補正額330万円を計上し、補正後の金額を6717万4000円といたしております。内容といたしましては、熊本大会で優勝しました秀岳館高校の甲子園出場に際し、市内の3カ所に応援看板を設置するための委託料が30万円、大会出場に要する経費の一部として、補助金300万円でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明がございました。以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（中村和美君） 330万の中の看板料が30万、あと300万。これは、どこの市内の高校が行っても300万ということでしょうか。

○秘書広報課長（松川由美君） こんにちは、秘書広報課でございます。

ただいま委員さんのほうから、今、補正額330万ですけど、補助金300万につきましては、現在のところ300万のところではあり

ます。過去には、200万と、——合併前のときには200万ということでしておりましたけれども、合併後300万で、少し金額を上げさせていただいて対応しているところでございます。

以上です。

○委員（中村和美君） ということは、もう、大体統一して、この金額というのはどこの高校にも甲子園に行くんだったらあげるということでいいんですか。

○秘書広報課長（松川由美君） 前回のときがですね、公立の県立の東高校が行きましたときから300万にしております。今度、私立ですけども同額でしております。今のところは今のところ考えております。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（中村和美君） いいです。

○委員長（堀口 晃君） ほかにありませんか。

○委員（前川祥子君） このことに関して、金額も別に異存はないんですが、甲子園というのが非常にメジャーな大会だということはよくわかっております。ただ、高校の大会において、全国大会、サッカーとかもあるのではないかと思います、余り詳しくはないんですが。そういった全国大会の中で、本市の高校が行った場合、または中学校が行った場合とか、いろいろ考えられると思うんですね、全国大会といえれば。そういう対応っていうのは、今後何かお考えはありますか。

○秘書広報課長（松川由美君） 今回、高校野球ということで、スポーツ関係だったんですけど、通常考えますとスポーツ振興課かなというところはあるんですが、スポーツ振興課のほうを対象としている補助金を交付する要綱というのを持っておりまして、通常中学校ですとかの場合にはスポーツ振興課のほうで所管しております、八代市スポーツ大会出場奨励補助金というのがございます。そちらのほうで対応してい

るところでございまして、今回が高野連ですね、高等学校野球連盟のほうの主催ということでございますので、それは、このスポーツ振興課が所管している大会に含まれておりませんものですから、秘書広報課のほうで所管ということで、今回お金を下させていただいております。

スポーツ振興課のほうは、それなりに基準をつくっておりますので、それに沿った形で補助金を交付しているということでございます。

以上です。

○委員（前川祥子君） 素朴な質問なんですが、なぜ高野連に関してはスポーツ振興課は対応しなかったんでしょうか。甲子園だからですね、いつどこに行くかっていうのはわからないのはどこでもそうですけども、可能性はどこでも大だということで。これは、特に別格というふうにする必要も、これまでですけど、なかったんじゃないかなと思いますが。甲子園だからっていうような理由があったんでしょうか、高野連に関して。

○秘書広報課長（松川由美君） 今、委員さんがおっしゃっておりますようなお尋ねの明確なお答えはですね、当時のこの交付要綱をつけた当時をちょっとひもといてみないとわからないところなんですけども、今回の甲子園、高野連だけではなくて、ほかの競技種目でも該当しないものがあるというふうに聞いておりますので、そのあたりは、先ほど申し上げました市のスポーツ大会出場奨励補助金の要綱をつけたときにですね、別に高野連だから外すとかそういうことではなくて、こういうものについては補助を出していこうという、そちらに主眼をつけたところで要綱——要領をつけたのではないかと考えています。

○委員（前川祥子君） 特にこれに対して、不平とか不満とかあるわけではないんですが、平等性とか公平性というようなことを考えた中で

は、同じような条件をもっていくことも必要なんじゃないかなというふうにも思います、今後はですね。

これは意見というところで、以上です。

○委員（成松由紀夫君） 関連でよろしいですか。

今の話が、やはり出てくる話だと思うんですけど、実際、高野連に限らず、例えば中学校だと中体連もその部分になると思うんですね。中体連で管理するから出していくっていうようなところもあるし。ただ、今、話が出たように、これ、非常に悩ましいんですが、例えば強い代のときはですね、全国大会関係というのが結構、例えば野球でいえば春夏あったりするわけで、非常にですね、悩ましいところがあるんですね。

先ほどおっしゃった八代市スポーツ奨励補助金の部分というのは、あれ、合併してからつくられたところでありまして、以前は小中学校は、旧郡は、旧町村はきちんとした形の制度を持っていったんですけども、旧市が特に小学生には補助制度がないということで、合併してつくられた経緯も伺っております。

ただですね、そういう何ていうんですかね、子供たちが可能性の問題で、そういうその時々で、しっかりですね試合に臨めるというか、頑張っってこいっていうような、八代市のメッセージを発するには、先ほどのスポ振の補助制度あたりもですね、少し拡充というか、解釈の仕方を、例えば複数回使えるようなことにしないと。あれ、基本、年に1回、一人1万円というような内容に、たしかなくなっていったと思うんですね。そのときに、これから小学校も社会体育のほうに移行してまいりますので、そういう部分を少し考えられるのかどうかというのは、意見にしておきますので、ぜひ、要望をお願いします。ここで聞いてもですね、スポ振じゃないから、しょうがないですから。よろしく

お願いします。

○委員長（堀口 晃君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（亀田英雄君） 意見ですが、今のような話ばですよ、鑑みながら、秀岳館の場合も高か安かというような話もいろいろ聞きましたし、規模拡充も含めてですね、基準づくりというものに、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

○委員長（堀口 晃君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第95号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第4号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

それでは、執行部の入れかえをお願いします。

◎議案第96号・専決処分の報告及びその承認について（平成28年熊本地震による災害の被害者に係る市税の減免申請の提出期限の特例に関する条例）

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第96号・平成28年熊本地震による災害の被害者に係る市税の減免申請の提出期限の特例に関する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼市民税課長（碓塚康浩君） 市民税課の碓塚でございます。よろしくお願ひいたします。座りまして説明させていただきます。

内容は、市民税、固定資産税同じですので、私のほうから説明をさせていただきます。

議案書の27ページをお願いいたします。

議案第96号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

提案理由でございますが、専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めなければならないことから提案するものでございます。

28ページをお願いいたします。

専決第13号・専決処分書でございますが、内容は、平成28年熊本地震による災害の被害者に係る市税の減免申請の提出期限の特例に関する条例でございます。

現条例では、減免申請の提出期限は、納期限前7日までとなっております。固定資産税の1期が5月31日、市民税の1期が6月30日でしたが、現実的には地震後避難する期間があり、また罹災証明の取得等により時間を要したため、各市税の納期限の7日前まで提出することは困難であったことから、納期限の7日前の日以後において市長が別に定める日までと読みかえて同項の規定を適用するものでございます。具体的には、特例規則をつくりまして、第5条に出てまいります、平成29年3月31日までとするものです。

専決しました理由ですが、可能な限り速やかに、被災された減免申請者に対し、減免処理を行うためでございます。

なお公布日は、平成28年8月9日で、適用年月日は平成28年4月14日からとなります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（堀口 晃君） 以上の部分、説明が

ございました。質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） ちなみに今まで、利用というか、された実績とかありますか。

○理事兼資産税課長（浅田敏男君） 申請件数が1次調査の分で1061棟あっておりますけど。調査を終えたのが1048件、その中で、全壊が15棟、大規模半壊が34棟、半壊が305棟ということでございます。

○委員（堀 徹男君） 結構あったんですね、わかりました。

○委員長（堀口 晃君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願ひいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第96号・平成28年熊本地震による災害の被害者に係る市税の減免申請の提出期限の特例に関する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

それでは、執行部の入れかわりをお願いいたします。

◎議案第99号・八代市コミュニティセンター一条例の制定について

○委員長（堀口 晃君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第99号・八代市コミュニティセンター一条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○市民活動政策課長（川野雄一君） こんにちは、市民活動政策課、課長の川野でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案書37ページ、議案第99号・八代市コミュニティセンター条例の制定について御説明いたします。

まず、条例制定につきましては、当初、平成28年4月1日にコミュニティセンターへ移行することを予定していましたが、移行予定を平成29年4月1日に変更したため、このたび条例制定を提案するものでございます。

なお、本年6月の総務委員会の所管事務調査におきましては、生涯学習課と連携しながらコミュニティセンター条例の制定、公民館条例等の改正を9月議会に提案させていただき予定と御説明をさせていただいております。しかしながら、この条例の概要につきましては、今回の9月議会に御提案する前に総務委員会に説明を予定しておりましたが、熊本地震の影響等で業務が集中いたしまして、日程調整が整わず、本日の委員会審査で直接説明することとなりましたことをおわび申し上げます。

なお、コミュニティセンターの設置に伴う一部管理業務委託につきましては、この後の所管事務調査で説明をさせていただきます。

それでは、総務委員会資料2をお配りしておりますけど、こちらのほうでございます。市民活動政策課総務委員会資料2ということでお配らせていただいております。

それでは、その資料の1ページのほうをお願いいたします。

平成27年3月に策定いたしました、住民自治のよるまちづくり行動計画後期に基づきまして、地域住民のコミュニティ活動の拠点として、自主的、主体的なまちづくり活動の推進と、地域社会のふれあいの連携を深め、地域住民の福祉向上を目的としまして、これまで社会

教育を中心に事業を実施してきた校区公民館等から、さまざまな活動が可能となるコミュニティセンターへ移行するために、八代市コミュニティセンター条例を制定するものでございます。

このコミュニティセンターへ移行することについては、これまで、各校区の地域協議会へ御説明をいたし、御理解をいただいているところでございます。また、このコミュニティセンターは、各校区公民館、農業関連施設、旧小学校施設等を移行して設置するものでございます。

なお、条例の策定に当たりましては、現在校区公民館で行っていることを継続していただくとともに、コミュニティ活動の拠点として利用拡充する観点から、八代市公民館条例を例に項目の追加や見直しを行っているところでございます。

次に、八代市公民館条例との主な相違点という項目を掲載しておりますけど、その前に、まずコミュニティセンターの名称及び位置につきまして御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料の7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

条例第2条で規定しております公民館等から移行する各コミュニティセンターを左の欄に、別表第1に規定しております。コミュニティセンターでございます。恐れ入りますが、2ページにお戻りいただきたいと思います。

2ページにフロー図を掲載しておりますけど、このフロー図で説明をさせていただきます。

まず、図の左の欄の公民館でございますが、八代公民館を残しまして、そこにあります代陽公民館から泉公民館まで21の公民館が、今回公民館条例から削除されます。そして、右の欄のとおり、新たにコミュニティセンター条例に規定するものです。基本的には、現在の校区公民館の施設を引き継ぐこととなりますが、公民

館と併設しております日奈久校区の南部市民センター、昭和校区の農村婦人の家、龍峯校区の龍峯農業研修所はその条例を廃止し、コミュニティセンター条例に規定いたします。

また、公民館施設がなかった、鏡、泉地区でございますが、鏡地区におきましては、現在の農事研修センターをコミュニティセンターに規定いたしますが、農事研修センターの土壤検査室等が継続されるため、農事研修センター条例を改正しまして、施設は鏡コミュニティセンターに併設されることとなります。また、泉地区におきましては、泉第二小学校をコミュニティセンターと規定することといたしております。

それでは、現公民館条例との主な相違点でございますが、また恐れ入りますが1ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

そこに、八代市公民館条例との主な相違点ということで、3項目挙げておりますが、内容につきましては資料3ページ以降の八代市公民館条例との比較対象表で説明させていただきます。

それでは、済いません、また3ページのほうをお願いいたします。

第3条でございますが、右側の公民館条例では、館長、副館長、主事、その他の職員を置くことができると規定しているところでございますが、左側のコミュニティセンター条例では、職員の配置に柔軟性を持たせるために、センターに必要な職員を置くことができると規定しております。

次に、公民館条例施行規則で規定してあります休館日、利用時間については、施設の利用を明確にするため、左側の第4条でございます、休館日、それと第5条、利用時間を条例に規定いたしました。休館日は土曜日、日曜日及び国民の祝日、それと年末年始である12月29日から翌年の1月3日まで。利用時間は午前9時から午後10時までといたしております。

次に、使用料についてでございますが、項目の追加、修正を行っております。恐れ入りますが、資料の8ページのほうを、またお聞きいただきたいと思っております。

左側のコミュニティセンター条例別表第2、第12条関係の会議室等使用料表をごらんいただきたいと思っております。右側の公民館条例では、区分に、ここに麦島トレーニングホールの規定がありましたが、麦島だけではなく、鏡コミュニティセンターに同様の施設がありまして、共通の区分としてトレーニングホールとして規定するものでございます。

同じく左側のコミュニティセンター条例の会議室等の使用料表で、午前、午後、夜間の使用こまの間でも自由に使用できるように、新たに1時間当たりの時間外の区分を設けております。

それでは、資料の9ページをお願いいたします。

備考の5のところですけど、新たに営業行為ができる項目を追加しております。使用料について、10割増と規定を設けております。

それでは、恐れ入りますが、また1ページのほうをお願いいたします。

下段のほうの米印のところですけど、行動計画後期で位置づけておりました指定管理者制度の導入につきまして、今後、地域協議会等で十分協議した上で、内容を精査いたしまして、導入が必要と地域の理解が得られた際に、改めて条例の改正を行い対応することといたしたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） 八代市コミュニティセンター条例の制定について説明がありました。以上の部分について、質疑を行います。

○委員（成松由紀夫君） これは、コミセン移行、一般質問したいぐらいだったんですけど

も、実際問題、今回これだけの災害を受けて、公民館が避難所の対応をですね、やっていく中で、今度、コミセンに移行していくと、公民館主事が行っていた役割を地元雇用職員で対応するというような計画。それと、一部業務委託を受けた校区の公民館主事が中央公民館に集約されて、それから複数の校区を担当するというような状況ですよね。

実際ですね、今回みたいに熊本地震と同程度の災害が想定した場合、まだまだいろんな専門家の御意見もある中で、緊急時に対して地元雇用職員でどの程度ですね、対応できるんだろうかなというところが1点。百歩譲って災害時のみ、市職員の応援ば得られた場合でも、地域の町内長さん、市政協力員さんがわからんとか、夜間照明の操作がわからんとかですね、それと、発電機の問題、操作方法とか、そういうのが出てきて、非常に難しい問題が出てくると思うんですよね。

今回は、非常にマンパワーの問題もあって、公民館主事がおる、例えば、税收業務をすることで考えると、公民館主事がないところってことで考えると、主事さんがいないところは逆にメリットがあるとですよ。ただ、主事がいるところは、逆に中央公民館になるとですかね、集約されて、そこから幾つか校区ば割り振られて、災害時のとき、はい行きなっせよっていうような話になってくっと思うんですけど、そういうところの公的施設に対しての責任の所在。災害時でもそぎゃんだったですけど、コミセンになってですね、結局責任は誰がとつかいって話になると、みんな後ずさりしなっですよ、まち協でも。もうそぎゃんときは、責任は何かあればこっちでとりますけんやっってくださいって言うともみんなわっでできることが動き出すというのが、現実的に八千把校区公民館でもあったというのがあって、そこで市職員さんのスキルというか、日ごろの部分が調整能力とか

スピード感を持って対応された部分もあったというのがあって、やっぱ、市職員の配置ちゅうのは、大事なことだろうなというのが感じたんですよね、経験として。

だけんですね、安易に指定管理者制度とか一部業務委託とか行ってからですね、市職員を安易に削減していくのは、私は違うんじゃないかなというふうに思うので、移行した場合の職員の配置も含めたところで、今、どういうふうな、——現状でよかですよ、どういう考えかというのと、あと、やっぱり地域協議会は任意団体ですよ。任意団体だけで、仮に地域協議会が地元雇用職員を採用した場合は、労災保険の加入はでけんですよ。そういう問題もあると思うんで、地域に業務を移行する移行するっていうところていくと、やっぱ責任の所在を明確にした上での移行が筋なんじゃないかなというのが率直な意見であって。そこの責任の所在というか、ここに16条に市の免責云々で書いてありますけど、例えば、災害時にですよ、一部業務委託とか、指定管理者制度を導入した校区において、避難者がコミュニティセンターで、何か事件というか事故というかアクシデントが起きたときの責任の所在も含めて、3点、どぎゃんふうに、今、現状考えとんなっとか、お尋ねしたいと思います。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 移行したときのどういう体制かということでございませうかね。

一応、一部管理業務を受けていただいたときの体制につきましては、この後、また、所管事務調査のほうでも御説明をいたしますけど、それぞれ公民館担当区の出張所を併設、支所——それぞれ違う立場ではございますので、その体制につきましては、それぞれ受けたときの人員の配置とか変わってまいりますので、そちらは、また、そちらのほうで御説明ということでよろしかったでしょうか。（委員成松由紀夫君

「現状どれぐらい考えとるかって。審査しよるわけだけん。それぞれならそれぞれですでもよかですよ。それぞれならそれぞれ、各地域で事情が違うちゆうことですよね」と呼ぶ) そうです、各地域で、——済みません。違いますけど、地域で違うということで、体制についてはですね、基本的には市の職員は必ずつきますというところでしております。それぞれ、どのパターンであっても、全面的に先ほど言われた指定管理者に移行すれば、市の職員は全て引き揚げるということになるような、まずは例としてですね、そういうことになりますけど、今現在のところでは、市の職員は必ず残るという体制でございます。

それで、一応、今回の先ほど言いました熊本地震の発生を受けてどういう対応をするかということでございますけど、こちらにつきましてはですね、今後、そういう新しい状況が発生するということも想定されますので、そちらのほうは今後、また検討をですね、させていただきたいということで考えております。(委員成松由紀夫君「責任の所在」と呼ぶ)

あとは、先ほど2番目ですけど、労災保険のほうもですかね。労災保険の関係——。(委員成松由紀夫君「労災もよければ」と呼ぶ) 労災保険の加入ができないのでないかということでございますけど、こちらのほうはそこまでちょっと……。よろしいですか。

○市民活動政策課住民自治推進係長(牛田博之君) こんにちは。市民活動政策課係長をしております牛田と申します。どうぞよろしく願います。

今の協議会のほうで労災保険とかっていうところの御質問のところでございますが、例えば、地域で一部業務委託を受けた場合でございますが、そういったときには、場合には役員さんで受けられたりとか、場合によっては雇用をされたりとかいうところで取り組みを考えてい

らっしゃいます。例えば、雇用をされた場合です、社会保険とか労災保険というのが、協議会の会長のほうで負担というのがかかってまいりまして、一応、今、財政局とも話しておるところでございますが、そういった協議会が負担しなければならない部分は、業務委託料にですね、加算を考えているところでございます。その雇用されたときの手続は協議会のほうでしていただくんですけども、いきなり、そういった初めての業務でございますので、先ほど課長が申しましたとおり、市の職員と一緒にですね、そういった手続事もしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○市民活動政策課長(川野雄一君) 責任の所在はという御質問であったかと思いますが、コミュニティセンターに関しましての責任というのは、うちの所管課であります市民活動政策課が責任を持って対処していくということで、現場のほうに職員も配置いたしますので、そこは職員のほうで責任を持って対処してまいりたいということで考えております。

○委員(成松由紀夫君) ということは、全ての避難所での責任は市民活動政策課が全て負うという解釈でいいんですか。

○市民活動政策課長(川野雄一君) 災害とか起きましたときのそういう責任の所在ということでございますか。その場合、施設に関しましてはですね、市民活動政策課のほうで責任を持って対処してまいりますけど、その避難所の対応ということであれば、その避難所を対応する部署、それぞれあるかと思いますが、避難所によってはそれぞれ責任をとっていく部署がございますから、その部署のほうで責任を持ってとっていくことになろうかと思いません。

○委員(成松由紀夫君) 具体的にはどこですか、部長。

違うと思うし、当然メリットがあられるところはどんどんやられたらいい。けれども、デメリットが多いというところの地域の方々には、またしっかりですね、意見を吸い上げて、そして、その地域の形に合うものを市のサービスとしては提供していくというようなことで、聞く耳を持ってですね、ぜひやっていただきたいなと。そうしないと、これをあんまり拙速に進めてる感が否めないにとられとる地域もあるようでございますので、そこら辺はしっかり地域の声を吸い上げて、しっかりしたものをつくっていくということを要望しておきます。

よろしくをお願いします。

○委員長（堀口 晃君） 先ほどですね、成松委員がおっしゃられた問いの中において、一部管理業務委託については、また後ほど説明だっというふうなお話だったんですが、今回、この八代市コミュニティセンター条例の中に、影響する分は別にないんですかね。一部管理業務委託というふうな部分を後から説明されるんですけども、それとこれ、関連してですね、コミュニティセンターの条例を制定するという状況ですので、そこについての関連性はここには出てこないということでよろしいですか。先ほど、成松委員がおっしゃられたんで、その部分を確認をしたいと思う。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 条例の中にはですね、一部管理業務委託ということの関連性というのが、条例の中にはないということです。

○市民環境部長（堀 泰彦君） 条例の説明としては、直接関係ないんですが、ただいま委員さんがお尋ねになりました、いわゆる職員の配置がどうであるとか、あるいは地域の意向がどうであったとか、そういう部分に関しての説明を、一応する予定にはしておりました、説明の中で。もし委員長御発案で、もしよろしければ、その説明をさせていただいた上で、条例の

認否関係をお願いできれば、その含めて御不信のともあるのであるならば、そういう意味合いも含めて御説明させていただければ幸いです。こちらから申し上げるのも大変失礼でございますけど、いかがでございますでしょうか。

○委員長（堀口 晃君） この、八代市のコミュニティセンター条例というのは、今回、今、制定して、どうするかっていうような議論をしてるところなんです。後から、一部管理業務委託の中で説明があつて、じゃあコミュニティセンターの条例は先にもう決めてしまった後に、違うじゃないのっていうふうな状況があつたときには、また困るような状況がありますので、そこ、関連性がないならばですね、後からの説明で結構なんです。関連性があるならですね、今のときに説明を求めていただいたほうがよろしいかと思えますけど、今、関連がないとおっしゃったんで、よろしいですか、それで。この条例の中において。

それではですね、ちょっと私、整理させていただきます。

先ほど成松委員がですね、お聞きなられた分は、今から条例を決めないといけないと。川野課長がおっしゃられたのは、いやいや、これについては一部管理業務委託も入ってますよねというようなことがありますけども、その部分については、この条例と関係がなければですね、この条例だけで私たちは、今、議論していきたいと思ってるんですけども、この一部管理業務委託の部分が、この八代市コミュニティセンター条例に関連するようなことがあればですね、今ここで話を聞いとかなないと、この制定についての可否ができないというようなことを、今、私伝えているところなんです。川野市民活動政策課長、お願いいたします。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 済みません、先ほど関連がないということで発言いたし

ましたけれど、職員の配置のところですね、——職員を配置することができるというところで、若干関連してくるのかなと思っておりまして、それじゃあ、次の一部管理業務委託のほうも説明させていただければと思いますけど。

○委員長（堀口 晃君） 委員の皆さん、いかがですか。そこは説明要りませんか、説明——。委員の皆さんにお伺いします。（「どうせ聞かんばんとでしょ」と呼ぶ者あり）後から聞くか先に聞くかどちらかの話。（「関連性あるなら」と呼ぶ者あり）（「聞いたほうがいい」と呼ぶ者あり）（「これ、どこに関連、何条に関連」と呼ぶ者あり）今おっしゃられたのは3条のセンターに必要な職員を置くことができるという、この要綱に関連してくるだろうというようなことになってきますんで、じゃあ、説明を求めます。

川野市民活動政策課長、よろしくお願ひします。

○市民活動政策課長（川野雄一君） それでは、所管事務調査のほうで説明する予定でございましたが、そちらのほうを説明させていただきたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） 関連するところだけで結構です。

○市民活動政策課長（川野雄一君） じゃあ、関連するところだけということでございますので、資料の3ですかね、3をごらんいただきたいと思います。

じゃあ、済みません、資料の3のほうで説明をいたしますけれども、ちょっと済みません、失礼いたしました、資料3のほうですね、3ページをお願いいたします。

これは、一部事務委託を受けた場合の職員体制でございます。3ページのほうは、これ、出張所を併設していない単独公民館の場合でございます。

こちらのほうは、現在、公民館主事、それと

非常勤の公民館長、それと補助員、これはシルバー人材センターの委託ということで3名の体制で行っております。受託後は、図の右のほうでございますけど、ここは、一部事務委託をいたします地域協議会の雇用の事務員さん、それと市民活動政策課の係長級の職員として、地域アドバイザー、それと補助員としてシルバー人材センターの委託職員を予定しているところです。こういう職員体制で予定をしているところです。

じゃあ済みません、4ページのほうをお願いいたします。

こちら、4ページのほうは出張所が併設してある公民館でございます。現在、こちらのほうは、出張所長、それと公民館主事、それと事務補助員ということで、これは市の非常勤職員でございます、この3名体制でやっているところでございます。これが、一部業務委託を受けた場合でございますけど、これは出張所長はそのままですね、そこに配置ということで、それと公民館主事にかわりまして、地域協議会の雇用の事務員さん、それと同じく出張所と同じく市の非常勤の職員の事務員さんということになります。

それと、済みません、5ページになりますけど、これは支所があるところの職員体制。5ページでございます。これ、支所の公民館の場合でございます。現在、公民館主事2名体制をいたしておりますけど、受託後は市の一部業務委託業務を履行していただく地域協議会雇用の事務員さん、それと市民活動生活課所属のコミセン職員、それとシルバーへ委託を予定している補助員の実質3名体制を予定しているところでございます。

そういう職員体制で、一部管理業務委託を受けた場合の職員体制ということで、考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） 今、説明があったところでございます。第3条、センターに必要な職員を置くことができるということで、所管内の部分、それに出張所併設の場合、単独公民館というので、今、説明があったところです。

八代市コミュニティセンター条例の制定について、ほか質疑ありますか。

○委員（成松由紀夫君） これが出てくると、結局こういうことなんです。まさに、これが問題ですよねちゅう話になってくるとですよ。出張所併設のところは、簡単に言うと1人減るんですよ、単純に。単独公民館はむしろ1人ふえる。だから、メリット、デメリットって話になつてですけども、この1人減った出張所の併設のところの場合でいくと、収納業務がありますよね。その収納業務の部分、例えば1人減った中で、出張所長が立ち会いだとかなんだとか、町内長さんと出払って、地域協議会雇用の事務局長が公金をさわられるのかって、さわれないですよ。ってなると、この事務補助——市の非常勤の事務補助員が残るかどうかっていう話。ところが、どちらかが休みを、例えばとった場合どうなるのっていう問題がいろいろやっぱり、この出張所併設のところについては出てくると思うんですよ。

だから、そこらを地域の声をしっかり吸い上げて対応してくださいよっていう話なので、後で、また、しっかり説明は聞きますけども、この職員さんの配置についてはですね、もうちょっと見直しが必要じゃないかなというふうに私は申し添えておきます。

○委員長（堀口 晃君） ほかがございませんか。

○委員（西濱和博君） いただいております資料の2ですけども、これの1ページのところに概要があり、先ほど御説明いただいたところですが、ちょっと確認したいんですけども、1ページの上の段から7行目に当たりますでしょうか、読ませていただきますけれども、コミセ

ンの移行についてこれまで各校区の地域協議会に説明して理解をいただいているところであるという表現がございますが、この中の確認したいのは理解をいただいているということは、各校区ともこの制度移行、4月1日施行については了解しているというふうな受けとめ方でよろしいのでしょうか。

○市民活動政策課長（川野雄一君） そのとおりでございます。

○委員（西濱和博君） 来年度4月1日施行条例に向けて、6月議会のときにも9月で提出されたいという趣旨の御説明あったかと思うんですが、スケジュール上、本年度、議会でいうと12月、3月があるんですけども、この条例設定というのは9月議会が一番適当であるのでしょうか。もしそうだとしたら12月議会では遅いとか、何らかの理由があられると思うんですけど、もしそこお聞きできたら御説明いただきたいんですけど。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 9月議会で御提案させていただいてるところですけど、あと、一部事務委託を受けられた場合、その準備とかございますので、その関係で9月で提案させていただいたというところがございます。

○委員（西濱和博君） 一定の理解いたします。

それとですね、先ほど補正予算の審議の中で、コミュニティセンター施設整備事業が委員会としては適当だという形になったんですが、この施設整備は今回の条例を制定する、しないと、何らか関連出てきますでしょうか。もしですね、条例、ちょっと保留っていう形になったときに、この施設整備に何らか影響を及ぼしますでしょうか。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 補正予算に上げさせていただいたのは、御存じのとおり鏡の農事研修センターと泉の第二小学校跡地でございます。こちらコミセンに移行する際に

整備をするというところで関連してまいります。そういうところで、コミセン条例と関連しているというところがございます。

○委員（西濱和博君） ちょっと私が言葉足らずだったかもしれませんが、例えばの話なんですけども、もちろん執行部はこの議会で可決をということなんですけど、予算は委員会としてよしとして、本会議でも通ったとしたとき、でも条例はもうちょっと考えようってなったとき、支障は来しませんでしょうかというお尋ねなんですけど。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 工事をやるというところがございますので、支障を来すというところ……、コミセンがなくなるちゅうか、済みません。（「ちょっと待って、どうぞ」と呼ぶ者あり）支障を来すという……、判断でございますね。

○市民環境部長（堀 泰彦君） 御指摘の点についてでございますけれども、今回9月補正で先ほど申しあげましたように鏡の農事センター、そして泉第二小学校のエレベーター、それと看板関係の補正も上げさせていただいております。これにつきましては、コミュニティセンター条例を可決いただくことによりまして、同時期に整合をとりましてから御案内の看板を入れかえる作業を進めさせていただくという予定をしているところでございます。

先ほど御指摘ございました、12月議会でもできるんじゃないかという御指摘につきましてはですね、後ほど説明する予定しておたわけでございますけれども、先ほどの地域での一部委託を受けていただく地域に対しまして、人件費関係につきまして、まだ協議中ではございますけれども、前例がございますので、12月の補正のほうで債務負担行為を上げさせていただくならば、地域の皆様方が先ほど課長ちょっと申し上げたところですが、雇用する方々の募集作業等が1月から進めていただけるという意味合

いで、12月のほうにそういう予算を計上できないかということ、今、財政当局と検討させていただいているところでございます。

まだ、決定しているわけじゃございませんが、そういう意味で、今回コミュニティセンター関係の条例を通させていただきまして、そして、看板等の補正予算、ほかの補正予算も上げさせていただくことによって、地域における準備を進めていただけるということを想定しているところでございます。

以上でございます。

○委員（西濱和博君） ありがとうございます。

ちょっと気になったのがですね、コミュニティセンターの整備事業を実施する前提が、ここのお金を充てられるとしたときに、コミセンの条例制定が一つの条件、前提になってはいるのかというのを気にしたもんだからですね、あえてお尋ねしたような次第です。

○委員長（堀口 晃君） ほかがございせんか。

○委員（成松由紀夫君） 先ほどのコミセン移行について、各地域協議会に理解をいただいているということなんですけども、実際、理解いただいてないところありますよね。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 今回、条例に関してですけど、公民館からコミセンという、名称が変わりますということで説明を申し上げて、その一部管理業務委託と別として考えていただくところで、御説明をさせていただいたところで、御理解をいただいたというところでございます。

○委員（成松由紀夫君） そういうふうに言わないと、結局、コミセン移行自体まで理解してるなんていうことを言うのですね、今、非常に4校区未定があるでしょう。八千把とかか太田郷とか大規模な校区含めてですよ。だから、そういうところで、また誤解を招くので、そこはしっかりコミセンという名前が変わるだけで、

現状維持は大丈夫ですよということだから、ああそれならばっていう話になってるというようなことだから、今、課長が説明したみたいな形での説明をしていかないと、そこをしっかりとすね、うまく地域とはやっていかないとまずいので、ぜひよろしくをお願いします。

○委員（中村和美君） 今さっき、成松委員より公民館、出張所と併設とかいうのがございましたが、例えば、今、鏡、坂本、八千把は大きいわけですけど、我々の二見の場合はちょっとどういうふうになるんですか。これ、出張所併設で、公民館主事がなくなって、地域協議会雇用事務員さんが入るということで、頭数としてはこの公民館主事はベテランでしょうけど、地域協議会雇用の事務員さんは素人に近いと思いますが、頭数は減らないということで考えていいんですか、二見公民館とかの規模みたくの出張所併設は。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 頭数は3名、3名ということで変わらないということですね。（委員中村和美君「変わらないちゅうことですね」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（中村和美君） 公金のはどっか女性の補助員が来て、集金とかしとってあるもんですからね、二見は多分そういうことで理解をしたんじゃないかなというふうに思います。極端に人数が、市職員さん、こういう関連の系の職員さんが減ると困りますが、減らなければ、まあ、はい、ありがとうございます。

○委員（成松由紀夫君） 出張所併設は頭数3、3というとおかしかでしょ。出張所併設は実態として1人減りますよね、市の職員さんは。そこ、ちゃんとと言わないと、3人、3人だからいいみたいなことを言うと、今、中村委員みたいに、なら減らんとばいな、3人、3人ばいな。違うでしょう、1人減りますよね、併設は。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 済みませ

ん、ちょっと説明が不足しまして。

市の職員は3人から2人ということで、それに地元の雇用職員が1人入られるというところで、そこに施設にいる人は3人、3人というところでございます。

○委員（中村和美君） 臨時職員さんも入れて、市の職員さんは3人が2人になる。そこが減るという意味でしょう。そのかわり、地元からそういう優秀な人を上げて、その人分を1人補うということで、いいんですね。

はい、わかりました。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） 後ほど、所管事務調査の中でも詳しくもう一回説明されるんですか。今ので込みなんですか。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 一部管理業務委託につきましては、またこの後の所管事務調査のほうで御説明をさせていただきます。

○市民活動政策課住民自治推進係長（牛田博之君） 済みません、ちょっと確認事項でございますが、先ほどの職員配置の件でございます。一部管理業務を受けた場合というのが、出張所だけ4ページのところを見ていただきますと、今言われたとおり、市の職員はですね、今、3人、出張所長、公民館主事、事務補助員ですね、3名。業務委託を受けた場合は、一人減りまして、市の職員2人というのはというのはなりません。そこに地域協議会の雇用職員が入るところですね。

もう一方が業務委託を受けない場合でございますが、そこは、この左側の体制、公民館主事にかわってですね、この施設の管理は市民活動政策課が管理するようになりますので、今、考えてるのは、市民活動政策課の職員がそこに入ると。市の職員は業務委託を受けない場合は3名体制というところでございます。

済みません、確認のため補足させていただきます

ました。

○委員長（堀口 晃君） ほかございませんか。

○委員（前川祥子君） 先ほどからいろいろ説明を聞いてですね、地域協議会に説明して理解をいただいているっていうところはわかりました。それにおいて、泉と鏡の整備事業を行うと。そこまでは、多分それぞれの協議会の方々、自分たちの協議会の場が必要だというところで納得もされ、公民館がコミュニティセンターと名称が変わるといことも御理解されてる上の決断だというふうに思っております。

今、成松委員とかいろいろ御意見中で、まだくすぶってる不満があるんだなど、はっきりしない部分で不満があるのかなというふうにも認識しました。

でですね、今回は、この議案の中の99号で、コミュニティセンターの条例の制定ですから、先ほど西濱委員がおっしゃったように、この制定を私たちが賛成で可決するとなると、その前にこれを、実際この条例でやっていく人たちがこの条例を御存じなのかというところもある意味疑問に思うところなんですよね。

といいますのが、先ほど条例の中身は一つ一つはおっしゃいませんでしたけれども、ちょっと私、よくわからない部分があってですね、今まで公民館というところは教育委員会が所管をしていて、ここを利用するには許可は教育委員会ですとというようなことだったらしくて、そして、今度は市長というのがよく出てくるんですよね。市長の許可を受けなければならないですね。いろんなところで、施設の利用も市長が許可。要するに市長部局という形になるんでしょうけども、てっぺんは、じゃあ市長なのかということですよ。職員もそれぞれに必ず一人は配置されると、今の現段階においてはですね。ですから、この段階では、市長がてっぺん、ピラミッドで言えば一番上になるのだろうと。

そうしたときにですね、この管理がですね、最終的に、市の免責というところで、その責任を負わないって、何かそれはちょっとよく、この理由がある場合を除くほかって、ちょっとここはよく具体性がわからないんですけども、公民館の場合は教育委員会がこれを管理するだったんですよ。そうすると、ここの責任の所在が、何か、最終的にどこに行くんだろうっていうのが私としてはよくわからない条例でもあるんですよ。

だから、もしかしたら、私のほうがまだここが納得というかよくわからない中で、今話をしているのかもしれませんが、この条例を制定するのであれば、もう少しこの場でそこのところを説明していただければなというふうに思います。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 済みません、今、免責って何条……。〔「16条」と呼ぶ者あり〕

○委員（前川祥子君） 先ほどもお伺いしましたけど、要するにこの条例の中身をですね、それぞれの協議会の方々が事前に御存じなのかということも重ねてお伺いいたします。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 16条でございますけど、この条例の規定に基づいて行う処分ということでですね、損害とかそういうのが生じた場合ですね、市に責任がない場合、そういう場合は責任を負わないという、そういう内容でございまして――。

○市民活動政策課長（牛田博之君） 今、質問は、教育委員会の中には、教育委員会が施設の管理を行うということで、今度は市長が責任ということでコミュニティセンターになるところの御質問だったと思うんですけども、今ですね、今おっしゃったとおり、公民館等は教育委員会の施設、あと農業施設がございまして、そちらも市長部局になります。地域協議会の事務局をそういったところを借りて今、使っているところです。目的外申請という

手続をとってですね。

今度コミュニティセンターが条例を今提案させていただきますが、これが制定いたしましたら、市のこういった施設を、21施設の管理は一括して市民活動政策課のほうで管理をいたすようになります。そうすることによって、施設の管理は市民活動政策課が行いまして、地域協議会とですね、一緒になって地域活動を取り組める。そういったところの施設管理を、本課、市民活動政策課のほうで責任を持って行っていくというところでございます。

以上です。

○市民環境部長（堀 泰彦君） 済みません、補足で少し説明させていただきますと、前川委員さんのほうからお尋ねが、地域の皆様御存じでしょうかというお尋ねでございますけれども、この条例の直接的な内容的には御存じではございません。ただ、後ほどですね、課長の説明の中に入れる予定にしている部分をちょっと先に説明させていただきますとですね、今回の条例に関しましては、御存じのように、実際の計画は28年の4月に行う予定だったんですが、その時点におきまして地域の皆様方の御理解をいただいているという地域からの御意見がございました。また、当然議員さんからもそういう御指摘をいただいておりますが、行政的にはこういうことは余り好ましくないんですが、1年延ばさせていただきますと、今回29年の4月からコミュニティセンター移行するという形にしました。

この1年の間におきまして、地域での説明を進める中におきまして、御指摘もございましたように、コミュニティセンターへ移行しますけれども、地域の意向に応じまして、移行されないところはそれで差し支えございませんという説明を進めております。それは、どうしても地域の実情、そういうものを考慮したときにできないところも当然あるだろうと。ただ、私たちは

当然進めますけれども、それがマストではないことであるということで説明はさせていただいて、今回、29年は10カ所でしたか、したいという、4カ所はまだ未定であるという御回答をいただいているところであります。

それは、地域のお考えをちゃんと酌んだ上で進めると。そして、このコミュニティセンター条例は、後ほど説明いたしますけれども、基本としては公民館条例を基本として、それに公民館の場合は当然教育委員会が御利用されとったということもありますし、地域の皆様方が貸し出しとして御利用されとった。その同じ内容を例として使わせていただいている状況でございます。それプラス、先ほどありました営利目的のことが今までできなかった部分ができる条例とするという意味で、公民館条例を例といたしましてですね、新しいコミュニティセンター条例に変えまして、地域の皆様方が御利用しやすい方向で持って行くということを考えているところでございます。

その前提としましては、委員御指摘がございましたように、地域の方々の無理にさせていただくということは前提としておりません。また、当然でございますが、職員の所属が、先ほど係長申しましたように生涯学習課から市民活動政策課に配属させたものとして、配置しますけれども、これは移行前提でございます。そして、一部委託をされたところだけが雇用が発生するという状況でございます。

また、今回の議会で御指摘を受けとりますように、熊本地震発災以後に、いろいろな状況変わっております、避難所の問題とか。このあたり、議員さんのほうからもいろいろ対応するよう、地域の出張所とか対応するようになさいということも御指摘受けとりますので、これにつきましては、今後の中の検討の中において、当然検討していく内容と、先ほども申したと思っておりますけど、そういうふう考えておりますの

で、その点お含みおきいただいて、御理解いただければというところでございます。

済みません、よろしくお願い申し上げます。

○委員（前川祥子君） 今の部長の説明もわかりました。その前の方の、係長の説明の中でですよ、市民活動政策課が責任を持ちますということをおっしゃいましたよね。それは条例にはどこにも書いてませんし、（聴取不能）第10条に利用者はセンターを利用するに当たって、特別な設備をし、または備えつけの物品以外の物品を——。（「備えつけですね」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、備えつけの物品以外の物品を利用する場合、あらかじめ市長の許可を受けなければならない——、ここはごめんなさい、8条です。施設等の利用を許可しない。市長は、施設等を利用しようとする者が次のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しないと。

この利用の許可は市長ですもんね。だから、どこにも市民活動政策課の部長は出てこないんですよね。（「市民活動するときは、もう市長たい」と呼ぶ者あり）市長ですよ。だから、そこが曖昧なんですよね、責任の所在が。

やっぱり、これは、ほぼ市民が主導でやるここですから、活動の場ですから、この条例をですね、市民に見せずして、この議会の中でよしとすることはなかなか難しいんじゃないかなと、私は個人的にそう思います。

というのが、私もこの条例を見ても、これで実際動くにしても、実際これを最終的に責任の所在といったときに、これはとりようがないようなふうにとられてもしょうがないので、これでは先行き協議会は行き詰まっていきはしないかなという思いもあります。もう少しこの条例をですね、私なんか平民とってますので、私なんか分かるようなですね、中身にさせていただきたいなど。そして、市民の方々にも、これをぜひ見ていただいて、これが理解できるかと

いうこともやっていただきたいなというふうに思います。字の中身はその後じゃないかなというふうにも感じます。

以上です。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 済みません。今、市長がというところで引っかかっているかと思いますが、一応、条文の中ではですね、市長という文言を使わせていただいております。これは、市長とはトップですから、市長というところで、市長は最高の責任者ということになりますので、市長という文言ですけど、所管する課は市民活動政策課になりますので、責任の所在は市民活動政策課になるというところで御理解をいただければと……。〔「けど、市長部局だから……」と呼ぶ者あり〕

○委員長（堀口 晃君） ちょっと待って。今お答えいただけてますので、川野課長。よろしいですか。

○委員（前川祥子君） それはわかります。もちろん、市民活動政策課は、市役所の課ですから、トップは市長です。ですから責任の所在はもちろんトップの市長に行くんだろうというのはわかります。ただ、お答えがですね、責任はどこにありますかとおっしゃったときの言葉が、市民活動政策課ですとおっしゃったので、この整合性がないんじゃないかなと。最終的には、私はわかりますよ、市長だっていうことは。そういうふうに文言で市民活動政策課がと、責任はおっしゃることが、ちょっとこの場での整合性がないというふうに思います。

○市民活動政策課住民自治推進係長（牛田博之君） 失礼します。先ほどの発言は、失礼いたしました。責任者は市長でございます。施設の管理は市民活動政策課で行ってきたいという考えでございます。訂正いたします。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（前川祥子君） 今のはわかりました。

○委員（鈴木田幸一君） そぎゃんした説明し

でもらわんばいかんとですよ。例えば、行政のトップが責任者なんです。うちの課が、うちの係がというとはな、そら責任はもちろんとらんばいかんばってんが、部署部署の部門の責任じゃなくて、相対的な責任者は市長だってことは明確にしとかんば。じゃなからんば、市民の方たちは、どこにこの問題を持って行ってよかわからんじゃない。だけん、行政の方々はな、市長の意向ばしっかり受けてせんばいかんわけだけん、市長とはしっかり話ばしとかんばあからんばちゅうとは、これ、当たり前のことだけんな。それを、今、ここの段階で、議員から言わせんばならんというとはおかしかとよ。だから、私たちが責任じゃなかって、市長が責任ですって、しかし、私たちはそれで問題が起きないように精いっぱい頑張りますってという回答すんなら、みんなすぐ納得するとよ。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかございませんか。

○委員（西濱和博君） 堀部長さんの説明で確認したいところでございます。

先ほど、既定の公民館が来年度4月1日でコミセンに移るというスタンスで執行部は今進めていらっしゃる。ところが、21校区ある中では、にわかに来年の4月1日に御理解いただけない場合においては、現状の公民館制度のままでも許容するというお話ですかね。

○市民環境部長（堀 泰彦君） 説明が誤解を生じさせて大変申しわけございません。

私のほうが御説明したかった意図としましては、今回28年当時においては移行するところだけがコミセンというような考え方も進めてあったんですが、29年4月の移行に関しましては、公民館に関しましては、全てコミセンに移行するという予定で地域に説明をしております。地域の意向を総会を経て決定していただいておりますが、その中において理解していただけないという意味ではなくて、地域の実情とか、

どういうことをせんばんのかとか、そういう意味での御理解がまだ十分いただいていないところに関しましては、29年とか30年に移行されますかちゅうお尋ねに対しましては、うちは移行しません30年しますよ、あるいはまだ決めませんよという状況の御回答があったということで、コミセンのほうに移行しまして、こういうことができますということにつきましては、21校区全てに御説明をして御理解いただいているつもりでいるところでございます。

確かに一部においては、コミセンに一部反対しているという個々の方もいらっしゃるとは聞きますが、何遍も申しますが、いわゆる地域協議会の中での、総会の中で、このコミセンへの移行の確認作業をお願いしているところでございます。そういう意味で、地域での総会での御理解を得ているというふうに考えているところでございます。

○委員（西濱和博君） そうしますとですね、例えばのお話なんですけど、今回、コミセン条例を新たに制定するという提案と、一方で既定の公民館条例はどうなるのでしょうか。

○市民環境部長（堀 泰彦君） 今回のほかの委員会も含めてお願いしている部分につきまして、教育委員会におきまして、公民館条例におきます、八代市の公民館として新しくつくられますが、それ以外の公民館に対しましては廃止していただくと。あるいは、コミセン関係で農事センターとかいう、昭和とか農業関係のところにつきましても、その部分に関しては廃止をしていただいて、コミセンとしてのセンターをつくらせていただくような形の今回、市として、トータルとしての御提案をさせていただいている状況でございます。

○委員（西濱和博君） そうしますと、実務的なことでお尋ねしたいんですけど、条例案比較対象表の7ページにございますが、ここに右のほうに旧公民館一覧、それから左に新たなコミ

セン条例に基づくコミセンの名称、位置がずっと書いてあります。そうしますと、右側の条例は、公民館条例——多分、堀部長さんはしていただくというのは、教育委員会がそうすることであるというような意味でしていただくということなんでしょうけど、八代市としてはコミセン条例が制定したら、間髪置かずに、公民館条例を廃止するってことですか。両方が共存する時期っていうのはないという意味でしょうか。

○市民環境部長（堀 泰彦君） 委員御指摘のとおりでございます。

○委員（西濱和博君） そうしますと、公民館条例はいつ廃止を考えていらっしゃるんですか。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） 今の内容を整理させていただきますと、公民館条例は存続いたします。ただし、今ある校区の公民館につきましては、地域コミュニティセンターに移行しますものですから、その分はなくなると。だから、公民館条例につきましては、一部改正という形になろうかと思えます。

○委員（西濱和博君） 済みません、時間をとって、申しわけございません。（「いや大事なことだ」と呼ぶ者あり）

私も実際そうだと思ったんですよ。公民館条例自体がなくなってしまうなら、ちょっとどうかと思ったものですから。オーソライズしてたところがコミセンに移行するってということじゃないですか、現実的には。

○市民環境部長（堀 泰彦君） 大変失礼しました、説明が不足しておりました。八代市公民館が新しくできますとは申し上げたつもりでおったんですけれども、その後の校区の公民館の部分削除するという意味でございまして、公民館条例としてはなくなりません。大変申しわけございません。

○委員（西濱和博君） そこで、念のためここで確認しておきたいんですけど、市の思いとしては、各校区とも総会を通じてコミセンに移行

を、公式なものとして、オフィシャルなものとしてオーケーいただくという前提のもとにあって、4月1日全部移行でしようけれども、こればかりはまだ全部そうになっていないところもあるんじゃないかなと思うんですね。そうした場合、どうしてももう一年とか、もうちょっと考えてくださいってなったときに、総会でオーソライズできないものを、市が強制的に移行ってというのは、私無理だと思うんですよ、現実論としてですね。例えばの話なんですけど。そうしたときには、公民館条例の中で、例えば1つ残ったりすることも、場合によっては全くあり得ないことではないんじゃないかなと思ってですね。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） 済みません。整理いたします。

いわゆる今度のもので、コミュニティセンターの条例を提案してますのは、今の校区公民館の館っていいですか施設をですね、コミュニティセンターに移行しますということで、その運営については別物でございます。だから、その運営のあり方について、例えば、地域協議会やまち協でございますけれども、賛成されて、その一部業務を委託したいということになれば、一部の委託がその地域、まち協で行われますけれども、そういうのは、そちらの地域協議会のいわゆる選択肢でございますので、校区の公民館からは地域コミュニティセンターに移行します、館は移行するんですけれども、その運営のあり方は別物ということでお考えいただければというふうに思います。

○委員（西濱和博君） そうすると、ちょっとうがった見方で恐縮なんですけど、市民としては、校区民としては、自分たちのお話を聞いていただくけれども、場合によっては本意でない、もう少し時間いただきたいと、あるいは1年待ちたいといいつつも、市は全部を同じ時期に公民館っていう施設からコミセンに移行す

るんだというスタンスは変わらないということですか。

○市民環境部長（堀 泰彦君） 今の点につきまして申し上げますと、先ほど申し上げましたように、今回29年4月にコミセンに移行しますよという、昨年から説明する中において、どうしても地域としては受けたくないとか、したくないという地域もございましたので、あるいは29年か30年でできませんかちゅうお話をする中において、さらにそれでも受けられないちゅう地域もございましたので、後ほどの資料につけておりますような、30年以降のところ未定というところの地域もございますわけです。

ですから、私どもとしましては、今、次長もおっしゃいましたようにコミセンの条例をつくりたい。ただこれは、先ほど委員の御指摘ございましたように、箱物の管理運営する条例を公民館条例からコミセン条例に変更をいたしました。でも、運営は基本的には市が行います。その次のステップとして、今、御指摘がありましたように、地域協議会の皆様方に御相談して、一部委託を受けるところがございますかというところをお尋ねしまして、29年度は10校区については受けたいとおっしゃっていただいたというふうにご検討しております。

それが、今、御指摘がありましたように、全部やっていたかなければならないということは、市民活動政策課の中でそういうふうな考えを持たないという方向で考えているところでございます。

○委員（西濱和博君） 私が言ってるのがおかしいのかもしれませんが、私は一部管理業務委託と混同しては言っていないつもりなんですよね。施設が公民館からコミセンに行くところだけの手続、この条例で言ってるところを言ってるだけであって、先ほど御説明があった29年から一部受けるか30年度か、それ以降

未定かちゅうことは、私、混同して言ってるつもりはないんですけど、いかがでしょうか。施設を公民館からコミセンにするというのは、幾ら地元がこれから、仮にですね、総会でもオンラインでできなかつたとしても、行政はこの条例で全ての施設の名称を公民館条例から外してコミセン条例に載せられるんですかっていうのを聞いている。

○市民活動政策課長（川野雄一君） ちょっと繰り返しになるかと思いますが、先ほども申しましたように、それぞれ校区に地域協議会がございます。その地域協議会に一応お諮りしたちゅうかですね、先ほど一部管理業務委託は別としてまして、コミセンに移行するのは、移行しますという御説明を申し上げて、それは地域協議会の各校区の方々は、それは御了解をいただいたというところで、一斉にコミセン化をいたしますというところで。

○委員（成松由紀夫君） 関連でいいですか。

要するにですよ、このコミセンの条例は、箱物の施設管理、維持管理上の部分で条例を変えますと。まち協の、例えば運営のやり方、人員配置、そういったものについては地域にお任せしてというか、地域からの意見を吸い上げてやっていきますという状況なので、この箱物の設営管理の条例だけは通しといてくださいねという話なわけでしょう。で、来年4月1日から一斉にやりますよっていうことですよ。ただ、西濱委員が言ってるのは、それ、一斉にやりますよが誤解を招きはしないんですか、説明をしっかりとしないとかなという話ではないのかな。どうなんですか、そこは、私の今の解釈でいいんですか、悪いんですか。

だから要するに、言ってるのはそういうことでしょう。

○委員長（堀口 晃君） そういうことです。一斉に全てコミセンにしますよということなんですよね。ですから、この条例が今回出てきた

という。一斉にしますよっていう、こういう話でしょう。

○委員（西濱和博君） だから、そうするためには条例が公民館の中で残っているとおかしいから、どう事務的に整理されるかっていうのを念押しで確認したかったんですよ。（「公民館条例がね」と呼ぶ者あり）（「でも両立せんばんとやけん」と呼ぶ者あり）（「提案するほうがしっかり説明しないとだめ」と呼ぶ者あり）

○市民環境部次長（皆吉正博君） 市民環境部皆吉です。お世話になります。

整理させていただきますと、今おっしゃるように、公民館条例は社会教育法のもとで設置されとりますが、これはいろんな社会教育法の制限の中で公民館の利用が制限されとります。今回コミセン条例に一斉に変更するということは、その社会教育法の制限を払って、そしてコミセンのほうで市民の利用がもう少ししやすくするというのを、まず大前提に持ってきます。

その中に、先ほどから、地域協議会等の話もありましたけれど、そちらのほうの話は次のステップで、まずこの条例については、コミセン化条例をつくって公民館条例の中にあつた21公民館、こちらを移行することによって、そういう社会教育法の制限を払って、利用がしやすくするというので、コミセン条例を提案させていただいてるところです。

○委員（西濱和博君） 済みません、時間とって。

おっしゃってる意味は、私も私なりに理解してるつもりなんですけど、そうするとですね、今回条例が可決したなら、公民館条例はいつ、どう、誰が、教育委員会でいつなくされ、名前が抹消されるんですかというのを聞いてるんです。でないと、両方の条例が適用されるんじゃないですか。

○市民環境部次長（國岡雄幸君） 公民館条例

の一部改正は今度の9月定例会のほうで上程をされとりまして、今の公民館条例にうたつてある各校区の公民館、それと、公民館として利用している農業施設等につきましてもですね、廃止並びに一部改正ということで、御提案をされています。公民館条例に特化いたしますと、各校区にある公民館につきましては、コミセンに移行しますけれども、いわゆる校区公民館以外の公民館がありますので、それはですね、公民館条例を一部改正して残すという形で存続いたします。

以上でございます。

○委員（西濱和博君） ありがとうございます。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） 皆さんおっしゃってる心配の根源にですね、コミュニティセンターになれば、当初計画されていた中でですね、指定管理者制度の導入に行き着くんじゃないかという、将来的な不安があるんだと思うんですよ。成松委員もさっきおっしゃったですけど、地震を受けてからの、職員配置の体制のあり方というのを、地震前と地震以降では市の考え方として、改めて方向性を見出してもいいんじゃないかっていうような考え方を持ってもいいんじゃないかと思うんですよ。

29年度がたしか後期計画の満期だったと思って、また新たな総合計画に向けて策定が始まると思います。そのもともとの観点は、指定管理者制度導入による行財政改革が一番の目的だったと思うんですよ。

しかしながら、今回の地震を受けたりとかですね、地域の住民の声を10年間かけて聞く中で、果たしてその方向性がですね、正しいのかどうかという議論が出てき始めてもいいんじゃないかなってところがあると思うんですよ。将来的に、一部管理業務委託のときはで

すね、表にあるとおりになんですけど、確かに指定管理者制度導入ってなると、一切行政からの職員は来なくなる、いられなくなるわけですよ。果たしてそれで、防災の観点から、それが本当に正しい方向性なのかっていうのもです。ね、今後の議論に——あとで、所管事務調査のときに言おうと思っていたんですけど、そういった先行きの不安があって、コミュニティセンターに変わっていくっていう部分に対して抵抗がある部分はあるんじゃないかなというふうにですね感じたもんですから、その辺がですね、言っただけならば。どんな、行政として、全く検討の余地はないのか、それとも新たな総合計画に向けて、指定管理者制度導入という当初の目的からですね、外れるかもしれませんが、そういった協議のテーブルに乗せる考え方もですね、持ち得るのかというのをですね、少し確認を。この場では、大きな政策的なものでしょうから、すぐは返事はできないと思いますけど、——じゃあ意見にしとこうかな。意見にしときましようか。返事はできんでしょう。

○市民環境部長（堀 泰彦君） 委員御指摘の内容につきましては、今回の条例の制定の説明の1ページの米印のところ、課長説明したところでございますが、指定管理者制度について行うこととするというのを書いておりますけれども、そういう意味で、今、御指摘の部分含めてですね、考えていかんばんということで、今回の条例改正には含まないということで御提案させていただきます。

先ほど、途中で後の説明で入れますというところで申し上げましたように、この地震発災以後の内容につきましては、地域の避難所とか含めた考え方をしなければならぬということにつきましては、今回の9月議会でも述べておりますように検討していくことは必要と考えておりますので、以後の検討の中でそれを含ん

で、方向性をまた道づけていくことが必要であることは、かなり部内でお話しているところでございます。

当然、今時点ではこうするということは見出ししておりませんが、そういう方向での進め方をすべきであり、御指摘のように、以前においては、確かにですね、指定管理を進めるべきだということで、条例の一部、当初においては含んでおりましたが、今回これを外したところで、進めさせていただいているということをご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） ほかがございませんか。

○委員（中村和美君） 私は、二見は別に賛成で進むのかなと思ったら、これ見ましたら1ページのコミュニティセンター管理業務受託の意向調査で7月7日までには未定って書いてあって、えって思ったわけですが、できればですね、隣もやかましさとおらすばってんな、非常に八千把地区なんか太田郷とか大きいまちになればなるほどやかましいと、——大変だと思うんですが、やかましいじゃなくて、大変な作業だと思いますが。取り消します、やかましさとすることは。大変な作業だと思いますが、できれば、平成30年には、この4つも、泉まで、一緒に平成30年度には出発するように、努力をさせていただきたいというふうをお願いしておきたいと、意見。いかがでしょうか。

○委員長（堀口 晃君） 今質問ですね。30年までにとということなんです。

○市民活動政策課長（川野雄一君） ありがとうございます。

一応、うちのスタンスとしてはですね、決して押しつけにならないようにということで、十分説明を重ねながら、理解していただくまでというか、決して地元がそういうふうに意向を示さないというところでは、無理やりということはないと考えておりますが、努力はしたいとい

うところで考えております。どうか御理解よろしく願いたいします。

○委員（中村和美君） 押しつけは、そら、い
かんかもしれんけど、しかし、もう30年まで
にはですね、全町でやりますので、ぜひ御理解
をっていうですね、もうちょっと真摯に膝突き
合せてお願いするのもひとつの方法だと思いま
すので、部長よろしく願います。

○委員長（堀口 晃君） ほかございません
か。（「意見いいですか」と呼ぶ者あり）また
後から意見願いたいします。ほかよろしいで
すか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） それじゃあ、私のほ
うからちょっとお話ををさせていただきたいと
思いますので、委員長を交代いたします。堀副
委員長に交代いたします。

○委員（堀口 晃君） 今回のコミュニティセ
ンターの条例の制定ですよ。これ、もともと
は公民館条例、先ほどおっしゃったように、社
会何とか法と言われる、社会教育法のもとにつ
くられたという状況があって、今度は使いやす
いようにしたいというようなところの中で、お
話を、今度は条例をつくれるわけですよ。そ
の中においてですね、第4条については、土
曜、日曜、祝日は休み、それと12月29日か
ら1月3日までは全て休みと。通常、皆さん働
いている方々とかいう部分については、土曜、
日曜、そこに使うべきだろうと思うんですけど
も。その後に書いてある2項については、市長
が必要と認めるときには、臨時に休業を定め、
休館日に開館することができるという但し書き
はありますけども、公民館条例にはこれがなか
ったのに、なぜ、これをわざわざ土曜、日曜、
祝日は休館にするって。これは市役所の職員が
そこに常駐するから、こういうことの条例が入
ってくるのか。どちら側に軸足を置いてるかっ
て言うのは、市民側に軸足を置いてて物事を考

えてるのか、もしくはね、職員側に軸足を置い
てこの条例をつくったのかっていうのは非常に
私は疑問に思ってるそこなんです。そこが1
点。

それから、先ほど前川委員がおっしゃられた
部分で、いや、この条例については、市民とい
うか、地域の皆さん方には全く知らせてない
と、きょうが初めて議会に通すんだと。使用料が上
がってる分がございませぬ。全く同じじゃな
いですよ。上がってる分があるのにもかかわ
らず、これでよかですか。いやいや、上がる
のは困るよって、下がるならいいけども、何
で上がらんばんとって。で、それが使い勝
手がいいのかどうかっていうことなんです。

そういうふうなコミュニティセンターの条例
が、今回出てるわけですよ。土曜、日曜、祝日
は休み、そして、——正月はしようがなかかも
しれんばってんが、こぎゃんとば何で書き込
まんばんかかっていうのが、どうもおかしかつ
すよね。不思議でならない。

しかも、住民の皆さんには何も知らせてない。
しかも、値段が上がることすら言っていない
という状況。これが果たしてね、このコミュニ
ティセンター条例として、皆さんが、本当に真
剣に考えて、ここに御提示なられたかっ
ていうのが私は不思議でならないんで、以上の
3点、ちょっとお聞かせください。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 今回、
今、指摘ありましたように、休館日等はそこ
に、条例のほうに掲載いたしました。これは、
先ほど説明いたしますように、公民館条例では
規則のほうでうたってあったところございま
す。これは、そういう休館日があるのを明確
に、これはお示しするということで、条例の
ほうにうたったところでございます。

先ほど利用に関しましてですけど、利用に関
しましては、公民館、今、貸し出しをやられて
るんですけど、こちらのほうは、土曜、日曜限

らず貸し出しは可能ということで、先ほど、今、言われましたが、市長が必要と認めるところで、土曜、日曜のほうも使用できるようになります。それをそのまま引き継ぐという形で、こちらは、そのまま公民館の使い勝手ですかね、そういうことを引き継ぐということで入れたところで、職員目線か市民目線かというお話もございましたけど、決して市民目線というか、職員目線ということでもございませんで、これは、こういう休館日になってますちゅうことを、お知らせするということでございます。ここに条例のほうに掲載したところでございます。

それと、使用料についてですけど、値上がりしてるのがあるんじゃないだろうかという御指摘でございますけど、こちらのほうは、ページで言いますと8ページになります。そこにあります、会議室の使用料表のところでございますけど、右側の公民館条例で、麦島公民館のトレーニングホール、1時間当たり410円、左の今度の新しく区分を設けましたトレーニングホール、1時間あたり470円ということで、こちらのほうは値上りを、形的には値上りをしているところでございますけど、これは、ほかの施設、公民館の中には大会議室とかございまして、そういう大会議室の使用料を勘案しまして、公平性を保つということから、実質的にはですね60円の値上げというところになったところでございます。決して、値上げしてから、使用料をようけ取るちゅうような意味合いはございませんで、バランスをとったところで上げさせていただいたところでございます。(委員堀口晃君「市民の皆さんに、市民というか皆さんに知らせずに、勝手に条例をここでつくっていいの、なぜ知らせてないのかっていうのです」と呼ぶ)

条例につきましては、先ほど言いましたように協議会のほうで制定させていただきましてということで説明して、この条文につきましては

すね、この条文の中身までは説明はしていませんけど、今までより使い勝手がよくなります、営業活動ができますとか、あと、例を言いますとチケット販売とかですね、そういうことをして、コンサート、——コンサートされたところもあると聞いておりますけど、公民館ではできなかったということも聞いております。そういうのも可能になりますよというところで、説明したところで、条例の条文についてはですね、そこ、できますというところに入れたところでございますけど、中身の条文とか、こうなりますというところまでは、市民の方には説明はしていないとこでございますけど、条例の運用はこうなりますちゅう御説明はしてきたつもりでございます。

以上でございます。

○委員(堀口 晃君) 今回、条例の制定ということで、先ほど公民館の部分については、規則でうたっているという状況がある。条例があつて規則があるわけですよ。であるなら、そちらのほうで同じような形をつくっててもいいんじゃないかと思うんですけど、わざわざ条例に土曜、日曜日は、祝日は休みますって、これを見た住民の皆さんはどう思われますかね。何で土日はせんとって、今までしよつたに。いやいやそぎゃんじゃなかですよ。あとからですね、今までどおりでよかですよなんて言つたって、だって条例には土曜、日曜、祝日は休みますって書いてあるとですよ。そぎゃんとば、わざわざここにうたわんばんことなすかね。これが一番、何回もやりとりしたって、多分一緒であろうと思いますけども、使用料は平均したつていうような話ですけども、確かに上がつてるわけですよ。一カ所だけでも上がつたらね、同じじゃないんですよ。これは、皆さんに伝える必要があると思う。実は、ここ、こういう風に——そこ伝えてますか、そこ、ちょっと聞きたいです。60円上が

った分について伝えてますか。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 正確に、うちの部署から伝えたということはございませんけど、麦島公民館の使用される方々、特にスポーツ関係の方が使用されるということですが、上がるというところまでは直接はですね、伝えてないところでございます。

○委員（堀口 晃君） やはり、そのところは重要なところなんで、こうやって条例を制定するわけです。改正じゃないんですよ、今からつくり上げる分なんです。私、非常に委員の皆さんは重たいものを、今、背負っているような気がするんですね。この部分を、じゃあ果たして、この総務委員会で通しましたと。何しよってかって、ぎゃん上がっては、おどま全然知らなかったというふうなことを言われるわけですよ。だけん、もう少し慎重に考えていただきたいなというふうに思っております。

それと、市民の、住民自治の皆さんの方々に、概略ぐらいはやっぱ伝えておかないと、一言一句を全部伝えることはないけど、実は今回は、公民館にはこの土日の休みはうたってなかったけども、今回はうたいますとかね、時間の設定をしますとか、その辺ぐらい大まかには伝えんと、それでええですよっておっしゃってから始めて我々のところにも、こうやって一応了承とりましたからってというやり方をしないといけないんじゃないかなと僕は思っております。

以上で終わります。

○副委員長（堀 徹男君） それでは、委員長の職務を委員長と交代します。

○委員長（堀口 晃君） ほかに。

○委員（成松由紀夫君） もう一回確認ですが、土日、祝日の休館日、これは、利用もできないんですか。貸し出しっちゃうか、借り出し。

○市民活動政策課長（川野雄一君） 今、公民館と同じような使い方をということで御説明し

たところですけど、現在もですね、公民館の規則の中では、土日、祝日はお休みというところで、年末年始ですね、なっておりますけど、申し込みがあればそこは使っていただくということでやっておられますので、それをそのままうちも引き継いで、土日也使えますというところで運用していきたいとことで考えております。

○委員（成松由紀夫君） じゃあ、今までの考え方でいいですよ、そこはね。だから、それをなんでわざわざうたい込んでるのかっていう話で、やっぱ、これは土日、祝日は条例で縛ってあるけん使われんばいって、普通そぎゃんとり方になつとが、やっぱ筋かなって思うんですよ。いいです。あとは意見で言います。

○委員（前川祥子君） 具体的などこでお聞きしたいところがあつてですね、許可証は公民館の許可証って、公民館の場合は、公民館長に提出しなければならないとあります。そうしたら今度のコミュニティセンターは市長の許可を受けなければならないとありますけど、市長まで持って行くことはないんでしょうが、どこにもって、どこで判断されるのでしょうか。

○市民活動政策課長（川野雄一君） それぞれのコミュニティセンターの施設の職員が受け付けをしますというところで、職員に提出していただければ。（委員前川祥子君「職員」と呼ぶ）職員もでございますけど、一部事務管理業務委託を受けられたら、その方々にお願いするという受け付けをですね、形になるかと思います。

○委員（前川祥子君） そうしましたら、コミュニティセンターに持って行って、その職員が許可できるかどうかってのは、その本人が判断するということですか。結局、責任はその人が、本当は許可できないような人だったっていうのが、結果的にもしあつた場合の責任は市長だということよろしいですか。

○市民活動政策課長（川野雄一君） そうするのは極力ないようにしなければいけないんです

けど、まず、そういう事例が発生した場合ですね、そういうことになりますので、極力それが発生しないように取り組んでまいりたいということで考えております。（委員前川祥子君「そういうことですね。はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） ほかがございますか。

○委員（鈴木田幸一君） 社会教育ちゅうとはですね、非常に難しいんですよ。それは、社会教育担当以外の人が、今からいろいろ指導をしていかれるわけなんですけど、施設も含めてですね、もちろん社会教育主事なんかもいろんな中で相談員っていう形で担当していかれるわけなんですけど、先ほど前川委員が言われたように、担当者が印鑑を持って、責任は市長なんですよ。だから、極力そのようにならないようにしますけどという話ですけれども、そのために必要な情報ちゅうとば、市長にしっかり上げてください。でないとですね、自分の知らないところで、市長は責任を負わなきゃならんて。それが職員のせいだったっていえば、そら、市長やっておられんですよ。だけん、そこですよ、私しっかり言っておきたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） 意見ですね。

○委員（西濱和博君） 意見ということで感想になるかもしれませんが、先ほどは公民館条例の中でのカテゴリーでいくと規則に明示してあつとがコミセンでは条例の部分に上がるということで、一般論なんですけど、教育委員会のルールっていうのは、市長部局の条例の類のものがよく規則の中で定めてあつて、多分、教育委員会の中での改変だったり規則のままだったのかなっていう感じがしてですね。多くの公共施設の管理条例の中では、そういった休日の扱いなんかは、ほかの施設でも明記されてるんじゃないかなって思うところがあります。私は感想なんですけど。済みません。

先ほどありました、市長を最高責任者、どこに所在があるかということについての感想になるんですけど、多分、所管課の職員さんは首長であるということをおきまえた上で、職務代理者としての課の職員としての責任の強さがそういう言葉で表現されたのかって、私は好意的に解釈したところですよ。済みません、余談でした。以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかがございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 質疑が出尽くしたみたいでございます。以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） 私が、一般質問で、災害時における避難所の校区公民館の対応というところで、本来ですね、これは市民活動政策課かなと、コミセン移行も含めて、そういう流れだったんですが、今現在、生涯学習課、教育委員会の中ということで、その中で、施設整備、施設の拡充をしっかりとお願いして、生涯学習課もしっかりやっていますっていう答弁だったので、それが4月1日から移行した場合は、市民活動政策課が責任を持ってじゃないけれども、そういうお話も先ほどから出てる状況でありますので、しっかりですね、生涯学習課が答弁された部分を引き継いで、引き継ぎをしっかりとさせていただいて、施設整備の拡充をやっていただきたいというのが一点と、それとあと、職員さん方がですね、人員配置の問題。これは、しっかりやってもらわないとですね、災害時、先ほど堀副委員長からもありましたけども、災害を経験して非常に現場の職員さん方の頑張りというのは目の当たりにして、目の当たりにした中で、やっぱり大したもんだなと思いました。主事さんにしろ所長さんにしても、職員さん方がですよ、これ、八千把の避難所だけに限らず、四中も八千把小学校も、我が足元ばかり私は

回りよったんですけど、よその話も聞けばですね、やっぱり職員さん方が、あの大車輪の活躍ですよ。昼間業務して、夜は全部避難所行って。そういうときに、本当にマンパワーというか、職員さん方の一つ一つの対応の仕方とか、なかなか地元雇用でほんなこて大丈夫かなと、なかなか市の職員さんのかわりというのを、地元の人でほんと連れてきてこれからやっていけるんだろうかというのも、私は実感として感じたですよ。

だけん、安易にですね、職員定数削減みたいなこととか、これから人口減に伴って、職員さんを減らしていかなん部分で、その中で一つのこの住民自治の問題も出てきとると思うですよ。だけど、これが、先ほども話がある、市民目線なのか、それとも行政の都合なのかというふうに、特に行政の都合にとられないようにしなきゃいかんのと、安易にですね、私は職員さんの首を切っていく、減らしていくようなことではなくて、むしろ人員配置はしっかりしていただいて、そういう災害時なんかには、やっぱりあれだけ逆に活躍をですね、私は見せられた部分で言うと、そういう人員配置の問題というのは、しっかりやっていただきたいなと。これは災害を通して、被災を通しての感想ですので。ぜひそういったところも踏まえてですね、執行部には取り組んでいただきたいと強く要望しておきます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほか。

○委員（亀田英雄君） この、意向調査っていう表ば見ると、ほとんどの協議会が29年度、なっていないところもあつとですが、このようにして外堀ば埋めてきとってからですよ、この案件に約2時間かかって、余りにもお粗末ですよ。だけん、本当にこれば推進したい意図ば、自分たちがしたいことを自分たちでわかっとならんとだろうかって気がしてならんとですよ。そこは

しっかり押さえれば、伝わるはずがない。

一般にとってはですよ、行政の言うことはお上の言うことです。言うことはせんばならんていうとの半分あるけんこんな形になつとに、これで住民自治を推進して成功させようっていうとは、ちょっと甘かと思えますよ。成松委員が言ったごて、どっちが先かちゅう話になつとですけん。

そげんならんごて、自分たちのこれが何の目的のあつとか、何のためにそっぽすつとあつていうとは、まちつとしっかり押さえてもらわんと、ここで2時間かかる案件じゃなかですよ。ということ厳しく申し上げたい。

○委員長（堀口 晃君） ほかございせんか。

○委員（堀 徹男君） まさしく亀田委員がおっしゃるとおりでですね、質疑が一切されませんでしたけど、そんな思いですつと聞いておられたんじゃないかなと思います。

一般の市民の方にですね、説明するのが難しいと思うんですよ。なぜかという、10年今までかかってきて進めてきた計画なんですよ。しかも、議員さん方には資料も懇切丁寧に配られて、説明する機会も今まで十二分にあつたと思うんですが、これだけうまく伝えられないというのは、やっぱり何か欠けてるもんがあるんじゃないかなというふうに思います。もう少しですね、本当にしっかりした説明ができて、いやそれはこうです、これはこうですっていうようなお答えを明確にいただけるようにしないとなかなか手も挙げにくいと思います。

ちなみにですね、公民館というのは社会教育法という根拠法に基づいて設置をされていた施設ですよ。コミュニティセンターにはその根拠法ありません。だからこそですね、しっかりしたものを持って臨まなければいけないというふうに思います。

どうぞ後でまた説明もあると思うんですけど、意見として申し添えておきます。

○委員長（堀口 晃君） ほかございませんか。

○委員（前川祥子君） 私も一言。

本当に、今回のこの説明会は非常にお粗末だったなと思われま。それから、説明者が、課長はここにお一人お座りですけども、いろんな補佐の方でされましたけども、補佐が余りにも多すぎたと。もう少し、この説明を開く前に、部内、課内でしっかりと検討されて、私みたいに本当にわからない人間がわかるような話を、この場で説明していただきたいなど。どうもこの地域協議会がですね、一緒に混乱して、私も一部そういうところの混乱の中で話をさせてもらった部分もあったと思います。

やっぱり説明を聞いている者たちは、みんな同じようなことを聞いたにしても、同じように理解してるとは限りませんので、このような違った意見になってるのかもしれませんが、やっぱりここにいる者がみんなわかるような、本当にもう一つ、一からでもいいですから、もっと理解ができるような言葉で説明していただけたらと思います。

それから一つ気になったことが、最終的にこのコミュニティセンターに移行すると、市長への負担がまた多く出てくるなということを感じました。ぜひともこのことは、市長のほうにも、多分、もう御理解いただいているものと思いますが、これが責任を負わなければならないという状況に、状態にならないような管理体制をしっかりとしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほか、御意見。

○委員（成松由紀夫君） 委員長確認よろしいですか。済みません。

今、出ましたけど、これ、市長はしっかり熟知されてますかね。これ、結構、——いやいや、実は以前から問題になってますよね。市長の耳にもちょこちょこ入るとんなるはずなんです。これはどうなんでしょう、今の状況は。よ

し、条例つくってやれって話ですか。言える範囲で結構ですよ、言える範囲で。

○市民環境部長（堀 泰彦君） この件に関しましては、先ほどちょっと申し上げましたように、本来は28年4月に行うところだったのですが、その時点におきましては、見直せという御指示をいただいております。で、1年かけて今回の提案になったということ、御指摘のように説明が不十分で大変申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

ですが、今回につきましては、29年4月からを基本としまして、コミセンのほうに移行するという意向で市長、副市長のほうにも御説明して、御理解をいただいているところでございます。

このたびの不手際につきましては、これから、私ども市民環境部、市民活動政策課力を上げまして、今後こういうことのないように準備をして、進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○委員（成松由紀夫君） 先ほどから皆さん、委員さん言われたとおりですね、これを我々が今度は市民に説明ばせろって言われて、なかなかできんですよね。これだけの皆さん方の説明を聞いて、委員がこれだけなかなか納得できんで、いろいろな質疑が出てというような状況でしょう。だから、各地域に説明に行っても説得できんわけですよ。やっぱり説明会で必ず反発が出たり、これ行政の都合じゃないか、何かいいことばかり言ってんじゃないかっていう誤解を招くんで、そこをですね、しっかり、きちっとしたものを理論武装するなり何なりして、いろんな意見を吸い上げてっていうような形で、しっかり市民の皆さんの意見を吸い上げて対応していただきたいと要望しておきます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかに意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) なければ、これより採決いたします。

議案第99号・八代市コミュニティセンター条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本件は原案のとおり可決されました。

執行部入れかえありますか。

続けていきます。

◎議案第100号・八代市暴力団排除条例の一部改正について

○委員長(堀口 晃君) 次に、議案第100号・八代市暴力団排除条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民活動政策課長(川野雄一君) それでは、議案第100号・八代市暴力団排除条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書43ページをお願いいたします。

それでは、説明のほうはですね、先ほどの総務委員会資料2がございませうけど、10ページのほうをお願いいたします。10ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。総務委員会資料2の10ページでございませう。今、使いました資料2。

今回の改正は、主に先ほど審議いただきましたコミュニティセンター条例の制定に関連するものでございませう。

八代市暴力団排除条例第11条第1項の関係号から条例が廃止されますその右側の現行の表でございませうけど、八代市南部市民センター条例、八代市竜峯農業研修所条例、八代市農村婦人の家条例、八代市千丁地域福祉保健センター条例を削除いたしまして、新たに改正案のほうでございませうけど、制定される八代市千丁健康温泉センター条例及び八代市コミュニティセン

ター条例を追加し、また、同項の8号・八代市文化センター条例を八代市鏡文化センター条例に改め、同項の7号とするものでございませう。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○委員長(堀口 晃君) ただ今、説明が終わりました。以上の部分について質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) ございませうか。ありませんか。

なければ以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願ひいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) なければ、これより採決いたします。

議案第100号・八代市暴力団排除条例の一部改正については原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願ひたいと思っておりますが、御異議ございませうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) 異議なしと認め、そのように決しました。

次に、所管事務調査になりますが、ここで10分ほど休憩をとりたいと思っております。

3時30分に再開をいたします。

(午後3時20分 休憩)

(午後3時30分 開議)

○委員長(堀口 晃君) それでは、休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（堀口 晃君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関して、4件執行部から発言の申し出がっておりますのでこれを許します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（コミュニティセンターの一部管理業務受託の意向調査について）

○委員長（堀口 晃君） まず、コミュニティセンターの一部管理業務受託の意向調査についてをお願いいたします。

○市民活動政策課長（川野雄一君） よろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、資料3のほうをごらんいただきたいと思います。

住民自治によるまちづくり行動計画後期に基づきまして、議案第99号で八代コミュニティセンター条例の制定について提案させていただきましたが、この条例により、平成29年4月1日から、各地域にコミュニティセンターを設置する予定でございます。

本年3月、6月の総務委員会でも御説明いたしておりますが、地域協議会でセンターの一部管理業務委託をお願いし、地域と行政が一緒になってセンターの運営を行ってまいりたいと考えているところでございます。一部管理業務委託の内容につきましては、各協議会に説明をしてまいり、その受託の意向調査を本年6月に実

施いたしました。その結果が出ましたので、報告させていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

コミュニティセンター一部管理業務を受託していただくことについての意向調査結果一覧表でございます。

この調査は、地域の実情に合わせて業務委託ができるように段階的な措置をとり、行動計画後期の見直しを昨年12月に行い、平成29年度、30年度の2カ年での業務の受託をお願いできないかということで、希望の年度をお尋ねしたところでございます。校区の状況、御判断によっては受託されない協議会もあると考えております。

結果の内容でございますが、回答いただくに当たっては、各協議会が総会等に諮られて決定していただいたものでございます。

調査一覧表のとおり、平成29年度から希望された協議会は10協議会、平成30年度からは6協議会、未定の4協議会となっております。

なお、公民館がコミュニティセンターへ移行した場合の管理体制につきまして、説明をさせていただきます。

職員の所属は市民活動政策課となりますが、住民に混乱が生じないように、これまでと変わらない職員配置を維持した管理体制で対応してまいりたいと思いますが、熊本地震発災後の新しい状況に対応するための検討は、今後も進めてまいりたいと思います。

それでは、資料2ページ以降で一部管理業務を受託する場合の管理体制について説明をしてまいります。

3ページのほうは先ほど条例の提案の中で説明をいたしましたので、内容については省かせていただきますが、そこで、この中で、もう一つですね、つけ加えておきますけど、これまで公民館で実施してきました生涯学習講座につき

ましては、校区には常駐しませんが複数の公民館を担当します生涯学習課の社会教育主事により、これまでどおり継続して実施することといたしております。

そこに書いております、なお、夜間の管理体制につきましては、これまでと同様の体制を引き継ぐ予定としております。

4ページのほうをお願いいたします。

こちらは、出張所が併設されている公民館の場合ですけど、これも先ほど説明をしたとおりでございます。また生涯学習講座も先ほど単独公民館と同様な予定としております。また出張所で実施しております市税の収納などの窓口業務につきましては、サービスが低下しないように、対応方法の検討を進めているところでございます。夜間警備につきましては、これまでと同様の体制を引き継ぐ予定としております。

次、5ページをお願いいたします。

これは、支所の場合の体制でございますけど、これも先ほど説明しておりますので省かせていただきます。また、生涯学習講座につきましても先ほどと同じように社会教育主事のほうでやっていたかとおりでございます。

なお、鏡支所と泉支所には、公民館の施設がありませんので、繰り返しになりますけど、鏡地区におきましては現在の農事研修センター、泉地区におきましては旧泉第二小学校をコミュニティセンターに移行して管理して行っていく予定としております。

それでは、6ページをお願いいたします。

こちら一部管理業務の委託の業務につきまして、本年3月の総務委員会でも説明しております内容でございますけど、内容はそこのごらんのとおりでございます。

それと7ページのほうをお願いいたし、——その前に済みません。29年度、4月1日からの、一部業務委託の準備をするに当たりまして、委託を希望される地域協議会とは、再度委託の

意向を確認させていただくとともに、事務員の雇用などについての協議をしまいたいと考えております。また、スムーズに一部委託の移行作業ができますように、12月補正予算で債務負担行為の予算計上ができないか、ただ今検討中でございます。

済みません、じゃあ7ページをごらんください。

こちら、市の職員である地域アドバイザーが、地域協議会の相談対応、指導、助言、情報提供、地域協議会事務員の育成など、直接現場で取り組んでまいることとしております。また行政の窓口としてはそこに、(2)のとおりでございます。

それから済みません、各支所におきましては、支所地域振興課の振興係長が地域アドバイザーとして業務を遂行していただき、また、支所のコミセン職員につきましては、地域協議会の運営を側面的に支援することといたしております。

以上で、コミュニティセンターの一部管理業務受託の意向調査についての説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） 本件について、何か質疑、意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ありませんか。

（「さっき十分聞きました」と呼ぶ者あり）本当にありませんか。

なければ、以上で、コミュニティセンターの一部管理業務受託の意向調査についてを終了いたします。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（定住自立圏構想について）

○委員長（堀口 晃君） 次に、定住自立圏構想についてをお願いいたします。

○企画振興部長（福永知規君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画振興部からは、定住自立圏構想について御説明をいたします。詳細につきましては、資料をもとに企画政策課、野々口課長が行います。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（野々口正治君） こんにちは。企画政策課、野々口でございます。よろしくお願いいたします。着座にて御説明をさせていただきます。

八代市と芦北町によります定住自立圏への取り組みにつきましては、本年3月に八代市議会並びに芦北町議会にて同文議決をいただきまして、定住自立圏形成協定の締結を行ったところでございます。本日は、その後の進捗状況並びに今後の予定等につきまして御報告をさせていただきます。

あらかじめお配りしております、右肩に定住自立圏構想についてと書きました資料の1から3を用いまして、御説明させていただきます。

まず、済みませんが、順番が逆になります。資料の2をごらんいただきたいと思えます。

先ほどもちょっとお話ございましたが、皆さん既に御存じのことかと思えますが、定住自立圏構想につきまして、簡単に御説明させていただきます。

定住自立圏構想は、急激な少子高齢化によりまして、地方の将来が極めて厳しいものになると予想される中で、中心市と近隣の市町村が定住自立圏を形成し、相互に役割分担を行い、連携、協力することによりまして、圏域全体で人口の定住のために必要な生活の機能を確保し、人口減少を食い止め、ひいては圏域全体の活性化を図ることを目的とするものでございます。

圏域形成に向けた手続といたしましては、中段に書いてございますが、人口5万人以上など、一定の条件を満たします中心市が中心的な役割を担う旨の意志を明らかにします中心市宣

言を行いまして、その後、近隣市町村との間で定住自立圏形成協定を議会の議決を経て締結をいたします。協定を締結した中心市と近隣の市町村は、圏域の将来像、あるいは連携、協力する具体的な取り組みを定めます定住自立圏共生ビジョンを策定し、取り組みを進めることとなります。

この定住自立圏に取り組みます市町村に対しましては、国から特別交付税、あるいは地方債による支援など、さまざまな支援が行われることとなります。

それでは、本市における取り組みを御説明させていただきます。

資料の1をごらんいただきたいと思えます。

1番の定住自立圏構想の状況につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

2の氷川町、芦北町との定住自立圏形成へ向けた手続といたしましては、先ほども申しましたとおり、本市の中心市宣言を平成26年9月25日に行いまして、その後、八代市・氷川町の間で定住自立圏形成協定を締結し、昨年11月に定住自立圏の共生ビジョンを策定いたしましたところでございます。

その後、今回新たに④にあります、本年3月に新たに八代市と芦北町との間で定住自立圏形成協定を締結いたしましたことから、現在、本年11月を目標といたしまして、八代市・氷川町・芦北町の1市2町によります定住自立圏共生ビジョンの策定に向けて協議を重ねているところでございます。

この1市2町によります共生ビジョンの策定スケジュールにつきましては、その下、3のビジョン策定の流れに記載しておりますとおり、まず、本市と氷川町・芦北町との間で、八代市定住自立圏共生ビジョン策定検討会議を設けまして、行政レベルでの協議体制を整えて、8月4日に第1回の会議を開催したところでござい

ます。

資料には記載しておりませんが、申しわけございませんが、メンバーといたしましては、八代市が9部の政策調整審議員、氷川町が11課の課長様、芦北町が9課の課長様で構成した会議となっております。

本日お配りしております共生ビジョンの素案につきましても、この策定検討会議で協議の上、取りまとめたものでございます。

その後、8月の22日に、外部有識者からなります第1回の八代市定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催いたしております。懇談会のメンバーにつきましては、1市2町が連携して取り組みます各分野に関連する方々に御参加をいただいております。具体的には医療に関する分野では、市、郡の医師会、産業振興の分野では商工会、八代地域農業協同組合などから。そのほか福祉、教育、防災、土地利用、観光、それぞれの分野から合計で13名の委員の皆様にご参加をいただきまして、御意見を頂戴したところでございます。

懇談会終了後、現在、9月20日までの予定でパブリックコメントを実施しております。これらを踏まえまして、10月初旬に第2回の策定検討会議、10月下旬に第2回の懇談会を開催したいと思っております。

その後、11月初旬に1市2町の首長により懇談会を開催し、最終確認を行ったところで、11月中旬を目標として最終の策定に至るという予定を、今、しているところでございます。

それでは、現在策定中のビジョンの素案について説明をさせていただきます。資料3をお手元をお願いいたします。

1ページをおめくりいただきまして、目次をごらんいただきたいと思います。

本ビジョンにつきましては、1に書いてございます定住自立圏及び圏域を形成する市町の名

称、2の圏域の概要、さらには将来像、ビジョンの期間、推進する具体的な取り組みといった構成となっております。

それでは、それ以降のページを見てまいります。2ページにつきましては、省略をさせていただきまして、3ページにつきましては、圏域の概要を記載いたしております。八代市、氷川町、芦北町の概要のほか、4ページの上段には、圏域における都市機能の集積状況を記載いたしております。

次に、4ページには、圏域の将来像として、この圏域が目標とする将来の姿を記載しております。この圏域の将来像を実現するために、連携いたしますそれぞれの政策分野といたしまして、その下(1)生活機能の強化に係る政策分野として①から次ページの④までの分野について。5ページにございます(2)結びつきやネットワークの強化に係る政策分野としまして、①から③の項目について。(3)圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野といたしまして、①と②の分野について、連携して取り組みを進めるということといたしております。

次に、6ページでは、定住自立圏共生ビジョンの期間を定めておりまして、本ビジョンにつきましましては、平成28年から32年までの5カ年といたしております。毎年度、所要の変更を行うものといたしております。

それでは、7ページをお願いいたします。

こちらには、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的な取り組みといたしまして、先ほど申し上げました圏域の将来像の実現を図るために、市、町が連携して推進していきます具体的な取り組み内容を、以降掲載をいたしております。

まず、(1)にございます生活機能の強化に係る政策分野につきましては、こちらの7ページから、済みません、飛びまして27ページまでに記載しております合計32の事業を掲げさ

せていただいております。

次に、28ページに(2)としまして、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の事業として、取り組み内容を記載させていただいております。28ページから38ページまでの間に15事業の事業を掲載いたしております。先ほどの生活機能の強化に係る政策分野の事業と合わせまして、合計で47の事業を今回掲載をいたしているところでございます。

各事業につきましては、先ほども申しましたとおり、今後、懇談会等の御意見を踏まえまして修正を行っていく予定といたしております。また、各事業の説明につきましては、済みませんが時間の都合もございまして、本日は省略をさせていただきたいと思っております。

以上で、定住自立圏構想についての御説明とさせていただきます。御意見等、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長(堀口 晃君) 何か質疑、御意見等ございせんか。

○委員(前川祥子君) これ質問もよろしいんですか。

○委員長(堀口 晃君) どうぞどうぞ。

○委員(前川祥子君) この定住自立圏は、協定っていうのは八代市と氷川町、それから八代市と芦北町という、多分条件の中で、この2つずつの町と市でできるんだと思います。ビジョンっていうのは、この自立圏共生ビジョンの策定は、八代市と氷川町と芦北町の3つ、1市2町でつくられているというふうに考えてよろしいんですよね。

○企画政策課長(野々口正治君) ただいまの御質問につきましては、総務省のほうで定めております推進要綱のほうでございまして、そちらのほうで定住自立圏形成をする際には、1対1の協定を締結するというところで、それぞれ中心市と近隣市町が1対1で締結することとなっております。ビジョンにつきましては、そうい

った定めはございませんで、それぞれ連携する分もございまして、まとめた形で策定をいたしているところでございます。

○委員(前川祥子君) わかりました。

担当課がないところがありますよね、町においてはですね。そういうところは、もう、そこは関係しないというふうに考えてよろしいんですか。

○企画政策課長(野々口正治君) こちらにつきましては、庁内の職員でまず検討をいたしまして事業の洗い出しとしたところでございますが、それぞれ、今、担当課が入っております八代市と氷川町、あるいは八代市と芦北町、場合によっては3つとも入っているところがあると思いますが、それぞれ名前が入っているところが連携をするという形で、一応調整が整っている分でございます。

それで、今後、新たに連携が発生した場合には、今、空欄になっているところに名前が入ってくるということもございまして。

○委員(前川祥子君) よくわかりました。

例えばですね、企業誘致っていう場合に、うちとしては、本市としても企業は誘致はしなきゃいけないというのはもちろんですが、ほかのところですね町にもそういう誘致場所はあると思うんですよね。そういうときには、自分のところを優先的にPRするという方向は、どのような形をとられるんでしょうか。

○企画政策課長(野々口正治君) 済みません、ちなみに、このビジョンの22ページ、ナンバー23のところ企業誘致の推進というところで事業を記載しております。こちらには、今のところ予算は全く入ってはおりませんが、八代市と氷川町と芦北町のほうで、そういった関連の情報等を共有しながら、企業誘致のほうを促進していくということで、こちらのほうに事業を記載しております。

○委員(前川祥子君) じゃあ、1市2町で話

をしながら、県からの誘致もお願いするところ
で、どちらでもいいんですよというようなお話
があった場合ですよ、難しいのは。そういつ
たところに、兄弟の契りを交わしたわけですか
ら、じゃあまずはお兄さんからというように、
そういった話し合いも、中には可能性はあるん
ですよ、こういった場合は。どうなんでしょう。

○企画振興部長（福永知規君） 今、おっしゃ
っていただいたのは、3つの自治体で利害が、
何ですか、争ったようなときどうするんだとい
うようなお話だったと思います。

この定住自立圏そのものの、まず総務省のほ
うの考え方なんですけど、全国的に単独の自治
体で全てを賄うのは厳しいというところで、連
携して、その生活圏を共同している自治体とい
うのが一つ前提にあります。ですから、氷川町、
八代市、芦北町というのは、日常生活圏、働く、
学ぶ、住む、それらが一体的にできる地域なん
だということがまず前提になりますので、おっ
しゃっていただいたようなことが、もし起こっ
たときにどういう考え方をするかなんですけど、
例えば、芦北町は八代市に雇用とか勉学の場を
求めてらっしゃる傾向が今強いんです。氷川町も
同じようなものです。ただ、氷川町や芦北町に
企業が立地された場合には、八代市在住の方が
そちらに働くということも可能な圏域です。で
すから、この3つの自治体のメリットというの
は、ほかのそれ以外のところとの競争に対して
は、非常に共通利害というか連携してやってい
けると。その3つのどこにあったとしても、我
々としてはメリットとして受け取ることができ
るんじゃないかということです。

ですから、実際のところ、実入りの話になっ
たときには固定資産税とかそういうのはありま
すんで、絶対発生すると思いますが、大きな圏
域の中で見たときに、地域としてメリットがあ
るかどうかが、そういったところでの判断になっ
てくるかと思います。

○委員（前川祥子君） わかりました。

それで、じゃあですね、仮定の話ばかりで
申しわけないんですけど、例えば農地が広がる
ところが八代地域は多いじゃないですか。農振
除外をしないと量販店も持ってこれないとか、
八代の場合は大きいのがありますけど、氷川町
の場合はと。そういうときには、氷川町の利益
も考えて、隣接するっていうところの利益も考
えて、農振除外をともに協定しているところは県
に、国に要請するというような立場もとれるこ
とはできるんですか。

○企画振興部長（福永知規君） 今、おっしゃ
っていただいたのは、土地利用の規制に対して、
連携して働けるかということだったでし
ょうけれども、さっき申しました企業を誘致す
るという地域のメリットを共同してアピールす
ることは可能だと思います。しかし、それを許
可権者がどう判断するかってなると、また別の
話になってくると思いますので、個別の話のそ
の捉え方になりますが、全体的にはプラスにこ
そなれマイナスにはならないというふうには思
います。

○委員（前川祥子君） ということは、協定を
結んでいるのであるから、協定しているところ
というところで、要望は一緒に出すというよう
な考え方もありますよね。そういうふうに捉え
ていいですか。

○企画振興部長（福永知規君） 要望を出す形
まで具体的には考えておりませんが、同じ意向
を持った自治体として、ひとつの16万人の圏
域ができるわけですから、やはり数、地域の大き
さというのは力になるはずという思いはあり
ます。

○委員（前川祥子君） 一概には言えないんで
しょうけど、小さいところのほうが町にしても
ですね、大きいところよりもメリットが、このよ
うな協定を結んだらあるんじゃないかなと。か
なり数的にはですね。だから、そういった意味

では、近隣の町の方々と仲良くするという事は、非常にメリットも小さい町の方々も広がってくるし、もちろん大きいところは大きいなりにお互いの交流の場として利益を上げるということは考えていかなければならないことだと思います。

もう一つですね、お伺いしたい。この中心市に4000万円程度から8500万円程度、それから近隣市町村に1000万円から1500万円が拡充されているという部分ですけど、これは一般財源でくるとかいうんじゃないで、その事業をすることにおいて、その関連したのが入ってくるというふうに捉えていいんですか。どんなふうにしたら。

○企画政策課長（野々口正治君） こちらにつきましては、毎年度、特別交付税によって交付される分でございますので、市のほうでは一般財源として受け入れることとなります。こちらの3点につきましては、このビジョンに掲げておりますそれぞれの事業、その積み上げ等もちまして、特別交付税の算定、計算に沿って、最大で中心市の場合は8500万、近隣市町の場合は1500万交付されるというものでございます。

○委員（前川祥子君） そうしましたら、今後こういう協定を近隣の町村とやっていく、そういうふうなお考えもあるのでしょうか。

○企画政策課長（野々口正治君） こちらにつきましては、先ほど申しました要綱の中で、近隣市として締結できる条件というのもございます。その条件を満たしたところっていうところで考えますと、この氷川町さんと芦北町さんだけということになります。（委員前川祥子君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。ほかございませんか。

○委員（堀 徹男君） 資料の8ページの、今後のビジョンとしてですね、例えば地域包括ケ

アシステムの導入なんかで今からの事業などで、自立圏の中で共有するそのビジョンとして考えていくのは、これは記載されてもいいのかなと思うんですけど、26ページにですね、生活環境事務組合のじんかい事業とか載ってるんですよね。これ一部事務組合でも既にやって、新たなビジョンとして取り組まば、ここに載せるべきような事業なのかなというのがありますし、金額が28年度で終わってるのは何か意図があるのかなっていう。29年度以降は、何か違うビジョンがあるんですかね。

○企画政策課長（野々口正治君） 済いません、こちらのビジョンに掲載しておりますのは、新たに始める事業というものばかりではございませんで、現在、これまでも取り組んでいた事業等も記載をいたしております。

この金額の部分の考え方につきましては、済みません、7ページの一番下のところに書いてございますが、金額につきましては、支出がない場合にはゼロとしておりますが、現時点で見込みがつかないものについては横線という形で表現をいたしておりますので、今後、予算がめどが立った時点で、こちらのほうには数字が入ってくるということになります。

○委員（堀 徹男君） わかりました。

○委員長（堀口 晃君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で定住自立圏構想について終了いたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（市有債権一元回収等検討状況について）

○委員長（堀口 晃君） 次に、市有債権一元回収等検討状況についてをお願いいたします。

○納税課長（機 智三郎君） こんにちは。納税課、機でございます。よろしくお願いたし

ます。着座にて説明させていただきます。

総務委員会の資料としまして、債権回収一元化等検討状況をお配りしておりますが、手元に皆さんございますでしょうか。

それでは説明に入ります。

本日御説明いたします債権回収一元化等の検討状況につきましては、昨年度の監査意見書や決算審査特別委員会等におきまして、市税を含む公債権と公営住宅使用料などの私債権の収入未済額に対する一体的な収納対策の検討が必要ではないかとの御指摘を受けまして、検討を開始したものでございます。今回、総務委員会を通じまして、これまで行いました検討の中間報告をさせていただくものでございます。

順番が前後いたしますが、資料の4ページの3、債権の適正管理、回収一元化に向けた取り組みをごらんください。

これまでの検討の経過でございますが、まず、今年の1月に市税等収納対策本部幹事を開催いたしまして、市の債権の適正管理や未収債権の回収強化に向けて、債権回収一元化や債権管理条例などの検討を開始することとしました。これに伴い、市税等収納対策本部の設置規定を一部改正して、所掌事務を市税、国保税を対象にしたものから、市有債権全体に拡大することとし、これらを翌2月に市税等収納対策本部会議に諮りまして決定いたしております。

今年度に入りまして、市有債権回収一元化等検討プロジェクトチームを設置し、6月から8月にかけて、現在3回の会議を開催し、債権管理条例案及び一元化組織に移管する業務、債券の種類並びに債権管理マニュアルについての検討を行っております。

また、8月には、市税等収納対策本部会議に債権管理条例案などの検討状況と今後の取り組み予定を報告したところでございます。

次に、1ページに戻りまして、1、市の債権の分類をごらんください。

市の債権につきましては、公法上の原因に基づいて発生する債権である公債権と私法上の原因に基づいて発生する債権である私債権の大きく二つに分類することができます。公債権は時効期間の経過により消滅することになりますが、私債権は時効の経過のみでは消滅せず、債務者が時効の援用を行うことによって消滅するなど、その取り扱いに違いがございます。

さらに公債権は、国税や地方税の例により、市で差し押さえなどの滞納処分ができることを法律で規定されている、いわゆる自立執行権がある強制徴収公債権と、私債権と同様に裁判所を通じて差し押さえ等の債権回収を行う必要がある非強制徴収公債権に分類されます。

具体的な債権の例としましては、表に記載のとおり、強制徴収公債権には市税、国保税などの税金のほか、介護保険料や保育所保育料、下水道使用料などがございます。非強制徴収公債権には、生活保護費返還金や児童手当返還金、農業集落排水使用料などがございます。また、私債権には公営住宅使用料や水道料金、各種の貸付金やケーブルテレビの使用料などがございます。

次に、2、本市における債権管理の現状と課題についてでございますが、平成27年度決算における各種債権の収入未済額の合計は、八代市全体で約24億円となっております。その内訳としましては、市税と国保税が合わせて約17億円と全体の約7割を占めており、残りの約3割が税外債権で、約6億9000万円となっております。

債権の分類ごとでは、①の強制徴収公債権が合計で約20億3000万円あり、収入未済額全体の85.9%を占めております。債権ごとの詳細と課題につきましては記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

次に2ページになりますが、②の非強制徴収公債権につきましては、合計の4000万円強

であり、全体の1.9%を占めています。

最後に3ページになりますが、③の私債権につきましては、合計の約2億9000万円であり、全体の12.2%を占めている状況でございます。

続きまして、4ページの4、債権回収一元化における効果と課題でございますが、効果としましては、①滞納者の情報を集中管理することにより、重複滞納者に対する対応が一本化できること。②過年度分の収納業務を移管することで、各所管課は現年度分に集中でき、現年度収納率の向上が図られること。③滞納整理を専門とした職員を育成、配置することで、滞納処分を効率的に実施でき、過年度滞納額の減少が図られること。④専門の部署が財産調査や差し押さえを実施することで、各所管課の業務量や職員数をふやさずに、滞納債権の回収が図られることなどが挙げられます。

一方、課題としましては、①一元化することにより各所管課の当事者意識が希薄になることが懸念されること。②収納業務の全てを移管するものではないため、各所管課の収納対策への知識と経験は、今後も高める必要があること。③債権の種類によって回収の方法が異なるので、根拠法令の整理が必要であること。④過年度分を扱う専門の部署における体制の強化を図る必要があること。⑤個別のシステムで管理している債権については、一元化するためにシステム改修が必要であることなどが挙げられます。

このような中で、現在、まずは自力執行権がある強制徴収公債権につきまして、回収業務を一元化できないかを検討している段階でございます。

最後に、5ページになりますが、債権管理条例の検討方針でございますが、その趣旨としましては、これまで説明いたしました本市のさまざまな債権につきまして、その発生から消滅す

るまでの一連の事務処理である債権管理を適正に行うことにより、その収入確保と市民負担の公平性の維持を図ることを目的として、策定を検討するものでございます。本市の債権管理につきましては、各債権を所管する部署により取り組み状況に差があるため、この条例によりまして、共通の一般的な基準を定めるものでございます。

条例の基本的な考え方としましては、以下の4点を主な柱として検討しているところでございます。

1点目は、市の債権管理に必要な事項の包括的な規定で、市の全ての債権を対象とした規定とすることにより、統一的かつ適正な取り扱いの徹底を図るものです。

2点目は、法令の遵守の明確化で、これにより各債権に適用される法令に従い、適正な債権管理を行う責任を明確にします。

3点目は、債権放棄についての規定で、破産事件により免責が決定した債権など、徴収不能となった債権については、厳格な要件のもと放棄することを可能とし、債権管理の効率化を図るものです。

4点目は、債務者情報の利用の規定で、債務者から情報収集することが困難な場合に、債務者の個人情報債権管理に必要な範囲内で利用することを定めるものでございます。

以上の内容をもとに、3の八代市債権管理条例の構成案の流れで、条例案を検討しているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） 本件について、何か質疑、御意見等はございませんか。

○委員（亀田英雄君） ちょっとわからんけん聞くとですばってん、1ページの2ですね、平成27年度収入未済額24億円。27年度はこれだけだったんですか。毎年、これ、変わりなかがらいますか。これ累計ですか。単年度。

(納税課長機智三郎君「累計といいますか、滞納繰越——」と呼ぶ)

○納税課長(機智三郎君) これにつきましては、滞納繰越分も含めたところで、現年度とれなかった分が累積してきているものでございますけれど、債権全体としては減少傾向にはあるとは思いますが、現在、この金額があるというところなんです。ちなみに昨年度につきましては、24億6000万程度、今年度と比べますと1億円程度昨年度のほうが高かったというような状況でございます。

○委員(亀田英雄君) 税務課は取立屋っていうごた表現もされた時期もあったですよ。これば見るとですよ、管理条例を今からつくるちゅうことだけが、その、身分の保証のなかままに、こういうことを今までやっと思ったという考え方になつてですか。

○納税課長(機智三郎君) そういうことではございませんで、それぞれの債権ごとにある法律に基づいてやられていたのはやられていたと思いますが、やり方が、課によってばらつきがあって、強くやられているところと、ちょっとそこまで手が回らないようなところがあるというようなところがあるかと思えます。

○委員(亀田英雄君) それを全庁的に共有化したいというところだと思いますが、他町村はどんな取り組みをしようなんですか。他市町村は、他自治体は。

○納税課長(機智三郎君) 県内で、同じように一元化というような形で取り組まれているところは水俣市と人吉市は聞いておりますけど、ほかのところはちょっと聞いておりませんが。あと、債権管理条例につきましては、県内では熊本市が策定されておまして、九州内では20ぐらいの市がもう既に策定されている状況です。

○委員(亀田英雄君) 策定した前後では、どんな変化があったというのはつかんでおられる

のですか。

○納税課長(機智三郎君) 申しわけございませんが、そこまではつかんでおりません。

(委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ)

○委員長(堀口晃君) よろしいですか。ほかございませんか。

○委員(西濱和博君) 今回、こういった取り組みをなされるということで、中間報告ということで受けとめさせていただきました。取り組みのことは先ほどあったとおりでですけど、この債権回収というのは、八代市に限ったことでなく、全国の多くの自治体の抱えてる共有の課題といいますか、それでかねてよりていうのか、——どれくらいかねてじゃわかりませんけども、よく全国の自治体職員を対象とした研修会あたりでも、こういうテーマよく見受けるところなもんですから、今回、より具体的に踏み込んでお取り組みですけど、八代市としても以前から滞納状況あたりに鑑み、こういう体制づくりだとか、こういう取り組みというのは調査、研究する必要があるんだなという御認識はお持ちではいらっしゃったんじゃないかなと思ってですね、そこら辺の背景といいますか、過去どんな感じだったかなと思ひまして。

○財務部次長(辻本土誠君) ただいまの御質問ですけども、税に関しましては納税課がございましてですね、法律に基づきまして、滞納整理事務をやっておりましたけれども、それ以外の債権につきましては、先ほどもありましたように所管課のほうで滞納分につきましては取り扱いをしておりました。

ですが、なかなかですね、通常の業務をしながらというところで、手が回らない部分があったということで、決算委員会等でも再三御質問、御提案がありまして、昨年度の決算委員会でも一元化回収でありますとか、債権条例の制定でありますとか、そういう御提案をいただきまして、昨年度から取りかかっているという状況で

ございます。

今回、納税課のほうで一応取りまとめて、各所管課を含めたところで協議を進めているという状況でございます。

以上です。

○委員（西濱和博君） 私も個人的にこういった取り組みをしている自治体あたり、どういう評価をされているかというのは、かねてより関心を寄せていたところですので、意義ある検討かなというふうに個人的には思っています。いいことかどうかというのも含めて、御検討中かもしれないかもしれませんが、こういった方向に進むには、当然、対応する職員の体制っていうか、業務量だとか、職員の配置だとかいうのも離しては考えられないことでしょうかから、そういうことも含めて、今後より深度化していただければと思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） ちょっと教えてください。

公債権の時効の期間とですね、時効が切れて毎年取れぬまま消えていくお金ってどれぐらいあるんですか。さかのぼってというか……。

○納税課長（機 智三郎君） 公債権の時効でございますが、税金等につきましては5年となっております。多くの公債権、いろいろ種類がございますが、多くが5年となっておりますが、国民健康保険を料で取ってる場合は2年となります。同じく、介護保険料とか後期高齢者医療保険料につきましては2年となっております。もう一つは何だったですかね。

（「時効が切れて毎年消えていく額です」と呼ぶ者あり）

税金につきましても、手元に資料がございますんですが、毎年不納欠損という形で落とす額が27年度が1億100万程度でございます。国保税につきましても、1億3500

万程度でございます。

○委員（堀 徹男君） それは、だから5年前の分てことでしょうか。時効が来た分だから、不納欠損で。

○納税課長（機 智三郎君） 基本的にそういう形でございますが、5年前に課税したものが全て取れなかったのが不納欠損になるというわけじゃございませんで、不動産の差し押さえとかですね、一部入金があつたりとかした場合は、そこから、また5年間さかのぼったりとか、時効が一旦中断します。そこから計算し直したりするような形になります。全て5年前のがこれだけ消えているというわけではございません。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

ほかございませんか。

○委員（前川祥子君） ちょっとお伺いしたいんですけど、私債権のところ、時効期間の経過のみでは消滅せず、時効の援用が必要、時効の援用っていうのは、要するに、時効の利益を受けること、意志表示ってありますけど、自分が時効したにしても、自分からお願いしますというような意思表示をしなくてはいけないということですか。

○納税課長（機 智三郎君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（前川祥子君） そうしましたら、この債権例のこの中のものは、一応、時効はあるんですね。そして、その中でも、自分から支払いはできませんので、免税していただきたいというようなことを申し出たらオーケーだという話ですか。

○納税課長（機 智三郎君） そういうことにはなりますが、基本的になかなか自分から時効まで管理されて、時効だからというようなところはないようなところが多いんですよ。実際、かといって、こちらのほうから時効が来ましたから援用されますかとかいうのは問い合わせし

ておりませんので、そういう形で整理がついていないようなものが結構私債権の中では残っているような状況でございます。

○委員（前川祥子君）　このところですね、自分とは全然考え方が違うんでしょからそういう形になるんでしょけど、要するに、時効だとわかっててというわけじゃなくて、知らずにそのまま行き過ぎたということですか。それとも、どんなふうにかような方々は捉えていいんですか。

この、自分から、今さっき言いましたように、免税してくださいというのは、5年だったら5年たって自分で調べに行って、もう5年たったなという状況の中で、免税してくれというようなことを市にお願いに行けばいいわけでしょう。どういうふうを考えれば……。

○納税課長（機　智三郎君）　私、納税課で、税のほうしか実務的にはやってないもんですから、こういう時効の援用という形で、個人が来られてしてくださいというふうにあった事例というのをちょっと聞いたことがないもんですから、詳しくはわかんないんですが。

○委員（前川祥子君）　ないってことは、市民の方もそういった時効の援用っていうのを御存じの方は多くないということですよ。

○納税課長（機　智三郎君）　はい、多分そうだと思いますし、市としましても、時効の援用によりまして債権が消滅することが債務者のほうに広がってしまうと、納付意欲の低下などの悪影響につながるというふうに考えておりますので、積極的に御案内している状況ではございません。

○委員（前川祥子君）　これは御案内することでもないと思いますし、本人が気づけばでしょうけど、知っててやればこれは悪質だということになりますから、やっぱり取り立ててというのは差し押さえでもできるわけでしょうから、そこは積極的にやる必要はありますよね。悪質で

あるかどうかという判断は、その担当者がある程度長い期間資料集めじゃないですけど、そういうのを調べてわかることだとも思いますし、そこがやっぱり時間の浪費とか、担当者の職員がかわったりとか、いろんな要件がそこで重なってきてこういう流れになってるのもあるのかもしれないんですけど、悪質なところははっきりわかればですね、ここはやり過ぎさないようなことは、仕組みは必要かなと思います。

○納税課長（機　智三郎君）　前川委員さんがおっしゃるようなところをですね、結構、税のほうかそういう情報を持とりますので、個別のところはそれぞれ調べると何度手間にもなってくるもんですから、今度の債権管理条例等ですね、ある程度そのような情報の共有化ができないかというようなところも検討しているところでございます。

○委員（前川祥子君）　わかりました、よくわかりました。

○委員長（堀口　晃君）　ほかございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口　晃君）　以上で、市有債権一元化回収等検討状況について終了いたします。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（仮設庁舎への組織移転について）

○委員長（堀口　晃君）　次に、仮設庁舎への組織移転についてをお願いいたします。

○財政課長（尾崎行雄君）　こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課の尾崎でございます。よろしく願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

お手元に配付しております資料、総務委員会資料（所管事務調査）というの、ございますでしょうか。こちらの資料に沿って説明いたします。

1 ページをお開きください。

広報やつしろ10月号に掲載予定の移転先一覧でございます。

初めに、プレハブの仮設庁舎は、東西の2階建て2棟を建設中ではありますが、西棟の1階には長寿支援課、国保ねんきん課、市民税課、資産税課、納税課、会計課が入る予定でございます。

続きまして、西棟の2階には、健康福祉部長室、健康福祉政策課、在宅医療介護連携室、建設部長室、建設政策課、用地課、建築指導課、建築住宅課、都市整備課、土木課が入る予定でございます。

次に、東棟の1階には、総合案内所、消費生活センター、市民環境部長室、マイナンバーも含めた市民課、市民相談室、障がい者支援課、こども未来課、生活援護課が入る予定でございます。

続きまして、東棟の2階には、市民活動政策課、環境センター建設課、農林水産部長室、農林水産政策課、農業振興課、フードバレー推進課、農地整備課、水産林務課、農業委員会事務局、文書統計課、新庁舎建設課が入る予定でございます。

中段以降は、既に移転済みの課かきも含めて掲載しておりますので、今回移転分のみ申し上げますと、中ごろの鏡支所2階下部に掲載しております鏡農林水産地域事務所と鏡建設地域事務所が戻ってまいります。また、右側の鏡保健センター2階に、人事課、企画振興部長室、企画政策課、財務部長室、財政課が移転予定でございます。

次に、千丁支所の1階には、千丁健康福祉地域事務所、千丁農林水産地域事務所、千丁建設地域事務所、教育施設課が戻ってまいります。

これらの移転に伴いまして、本庁、支所間の無料シャトルバスは、9月30日で終了予定としております。

2 ページをごらんください。

上部が、本庁舎の北側になりまして、従来、公用車と職員駐車場として使用していた敷地部分に、プレハブの仮設庁舎2棟を建設しております。来庁者用の駐車場は100台程度の予定でございます。

3 ページをお開きください。

西棟1階の配置等を御説明いたします。A4の横長にさせていただきまして、右下のGLプラスマイナスゼロが敷地の地盤高でございます、ここから勾配20分の1ですので、1メートルごとに5センチ高くなるスロープで上っていただくことになっております。約10メートル上りますと、GLプラスの491ミリとなっておりますところの左右に、東西各棟の自動ドアが設置されております。そこで、左側西棟1階には、手前より順に申し上げますと、長寿支援課、市民税課、国保ねんきん課、資産税課、納税課、会計課を配置予定でございます。会計課の東側に女子トイレ、給湯室、男子トイレを配置しております、その隣の階段にて2階へ上がることができます。

4 ページをお願いいたします。

階段を上った西棟の2階は、まず正面に建設部長室、それから建設政策課、土木課、都市整備課、会議室、健康福祉部長室、健康福祉政策課、在宅医療介護連携室、用地課、建築指導課、建築住宅課となっております。

5 ページをお開きください。

同様に東棟1階は、自動ドアを通り抜けて、総合案内所及び電話交換台、待合室、消費生活センター及び市民相談室、会議室、生活援護課相談室、こども未来課、障がい者支援課、生活援護課、後処理室及び浄書室、帳票類の置き場、市民環境部長室、市民課、市民窓口待合室となっております。この隣に、更衣室や多目的トイレ等を配置しております、最初の入り口付近から2階へ上がる階段がございます。

6ページをお願いします。

階段を上って東棟2階の正面に農地整備課がございます。それから水産林務課、市民活動政策課、環境センター建設課、会議室が2つございまして、新庁舎建設課、文書統計課、農林水産部長室、農林水産政策課、農業振興課、フードバレー推進課、農業委員会事務局となっております。

以上がプレハブの仮設庁舎における配置予定でございますが、留意点としまして、1階部分は廊下と執務室は段差がありませんが、2階部分は、廊下から執務室への出入り口のみスロープを設置しております。また、それぞれの棟の端に非常用の外階段を設置しております。

7ページをお開きください。

7月に移転しております部署の貸しビル等の位置図を参考までに添付しております。

8ページをごらんください。

今後の引っ越しスケジュールでございますが、既に今週から備品類の搬出準備に取りかかっておりまして、9月26日より本格的に搬出作業を開始し、10月3日の業務開始を目指しております。

特に窓口業務等、市民に御迷惑がかからないよう引っ越し予定でございますが、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、仮設庁舎等の移転説明でございます。

○委員長（堀口 晃君） 以上、説明が終わりました。

何か、質疑、御意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

以上で、仮設庁舎への組織移転についてを終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） そのほか、当委員会への所管事務調査について、何かございません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務庁舎2件については、なお調査を要すると思っておりますので、引き続き、閉会中の継続調査の申し出をしたいと思っておりますが、これに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（堀口 晃君） 最後に、派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

当委員会の委員長である私に、10月29日から11月2日までの5日間、中華人民共和国の北海市へ行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査及び八代市・北海市友好都市締結20周年記念事業出席のため、執行部より同行依頼がありました。このことについて、議長宛て、派遣承認要求の手続をとらせていただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（堀口 晃君） 以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

（午後4時33分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年9月16日

総務委員会

委員長